

平成19年度  
しまね循環型社会の現状報告  
(しまね循環型社会推進計画進捗状況調査報告書)

平成20年2月  
島根県

# 目 次

第1章 進捗状況調査の概要	
1．進捗状況調査の目的 .....	1
2．数値目標の概要 .....	1
第2章 数値目標の進捗状況	
1．発生抑制目標に対する進捗状況 .....	3
2．再生利用目標に対する進捗状況 .....	5
3．最終処分目標に対する進捗状況 .....	8
第3章 県民・事業者・行政の取組状況	
1．県民の取組状況について .....	12
2．事業者の取組状況について .....	18
3．市町村の取組状況について .....	24
4．島根県の取組状況について（具体的な施策の実施状況） .....	30
用語解説 .....	37

# 第 1 章

## 進捗状況調査の概要

## 1 . 進捗状況調査の目的

### 目 的

- ・ 島根県では、環境への負荷ができる限り低減された持続的に発展する「しまね循環型社会」を形成することを目的として、平成14年3月に「しまね循環型社会推進計画」（前期計画：平成13年度～平成17年度）を、平成18年3月には後期計画（平成18年度～平成22年度）を策定しています。
- ・ 両計画では、3R（スリーアール）（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）及び適正処理をより一層推進するため、それぞれ一般廃棄物（し尿を除く）及び産業廃棄物について、平成17年度、平成22年度を目標年次とした数値目標（廃棄物の排出量、再生利用率、最終処分量）を設定するとともに、県民・事業者・行政（市町村、島根県）などの各主体が「しまね循環型社会」の形成に向けて行うべき行動計画を設定しています。
- ・ このうち、本調査は、後期計画で設定されている数値目標（排出量、再生利用率、最終処分量）及び県民・事業者・行政（市町村・島根県）などの行動計画に対する取組を対象に、進捗状況の調査・把握を行うことを目的としています。

## 2 . 数値目標の概要

### 排出量の目標

「しまね循環型社会推進計画」では、県民・事業者・行政（市町村・島根県）の積極的な取組により、今後、島根県内から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の排出量の目標を次のとおりとしています。なお、家畜ふん尿を主とする農業系廃棄物は、発生抑制自体になじまないため目標設定は行わないものとしています。

#### 排出量の目標

単位：千t / 年

	基準年 (平成11年度)	前期目標 (平成17年度)	後期目標 (平成22年度)
一般廃棄物	258 (100%)	249 (3%削減)	245 (5%削減)
産業廃棄物 【農業を除く】	1,622 (100%)	1,727 (6%増加に抑制)	1,627 (現状維持)

一般廃棄物の排出量については、収集ごみ、直搬ごみ、自家処理量、集団回収量の合計値。

## 再生利用率の目標

県民・事業者・行政（市町村・島根県）の積極的な取組により、今後、島根県から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の再生利用率の目標を次のとおりとしています。なお、農業（家畜ふん尿）に関しては、平成11年に制定された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく適切な再生利用を行う率に係る目標を設定しています。

再生利用率の目標値			
単位：％			
	基準年 (平成11年度)	前期目標 (平成17年度)	後期目標 (平成22年度)
一般廃棄物	14％ (38千t)	20％ (51千t)	28％ <sup>1</sup> (69千t)
			32％ <sup>2</sup> (79千t)
産業廃棄物 【農業以外】	53％ (874千t)	57％ (990千t)	64％ (1,047千t)
産業廃棄物 【農業(家畜ふん尿)】	70％ (367千t)	97％ (587千t)	100％ (653千t)
産業廃棄物 【農業(廃プラ)】	8％ <sup>3</sup> (0.07千t)		80％ (0.6千t)

1：サーマルリサイクルを見込まない場合。  
2：サーマルリサイクルを見込む場合。  
3：農業の廃プラスチック類については、平成11年度の統計データがみあたらないことから平成13年度を基準年とする。

## 最終処分量の目標

県民・事業者・行政（市町村・島根県）の積極的な取組により、今後、島根県から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量の目標を次のとおりとしています。なお、家畜ふん尿を主とする農業系廃棄物については、現状において最終処分の実態がないことから、目標設定は行わないものとしています。

最終処分量の目標値			
単位：千t / 年			
	基準年 (平成11年度)	前期目標 (平成17年度)	後期目標 (平成22年度)
一般廃棄物	55 (100％)	44 (20％削減)	27 (51％削減)
産業廃棄物 【農業を除く】	281 (100％)	153 (46％削減)	136 (52％削減)

## 第 2 章

「しまね循環型社会」  
の形成に向けた数値目標の進捗状況

## 1. 発生抑制目標に対する進捗状況

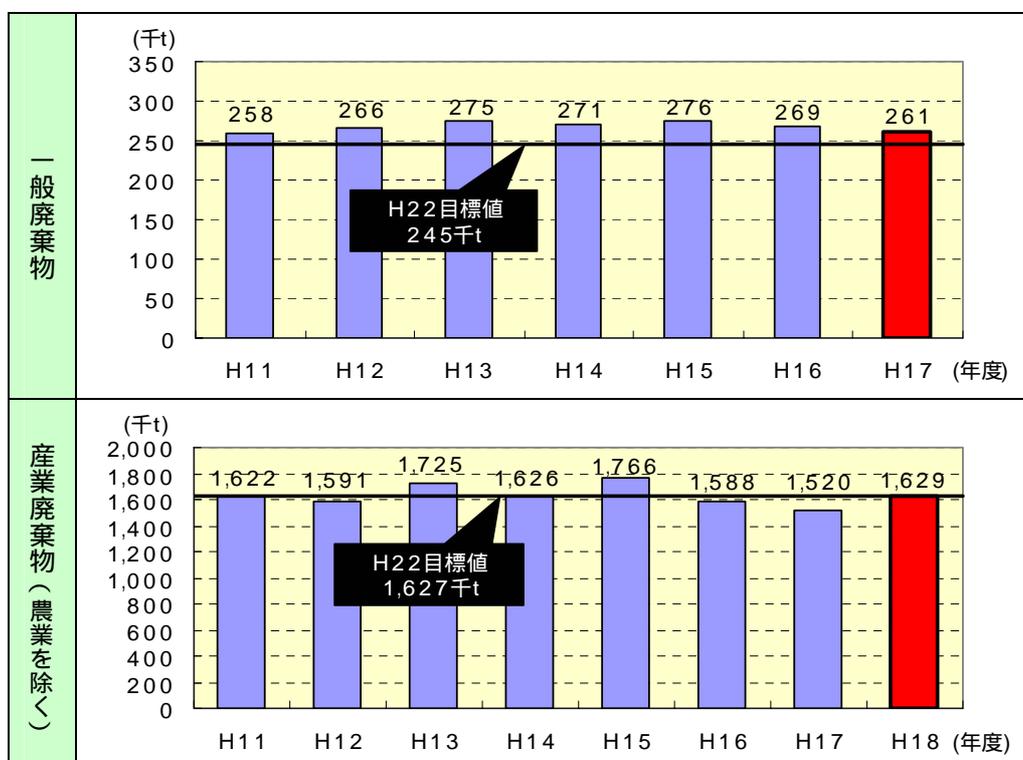
### 目 標

一般廃棄物：基準年(H11)に対し、平成22年度の排出量を 5%以上削減する。  
 産業廃棄物：基準年(H11)に対し、平成22年度の排出量を同等またはそれ以下とする。  
 産業廃棄物は農業を除く。

### 排出量

	実 績 (産業廃棄物の一部推計値)								目標
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H22
一般 廃棄物	258千t 【100】	266千t 【103.1】	275千t 【106.6】	271千t 【105.0】	276千t 【107.0】	269千t 【104.3】	261千t 【101.1】	-	245千t 【95】
産業 廃棄物 【農業を除く】	1,622千t 【100】	1,591千t 【98.1】	1,725千t 【106.4】	1,626千t 【100.2】	1,766千t 【108.9】	1,588千t 【97.9】	1,520千t 【93.7】	1,629千t 【100.4】	1,627千t 【100】

一般廃棄物については実績値。産業廃棄物については、H11 及び H16 は実態調査に基づく推計値、H12 から H15、H17 及び H18 は多量排出事業者の実績に基づく推計値。



## 現状と課題

### 【一般廃棄物】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物の排出量は、平成 11 年度以降、増加傾向を示していましたが、平成 15 年度を境に減少傾向に転じています。</li> <li>ごみ排出量は、前年度に比べて約 8 千 t 減少し、ピーク時の平成 15 年度からは約 15 千 t 減少しています。</li> </ul>
課 題	<p>ごみ排出量は減少傾向であるものの、平成 17 年度は基準年と同程度の排出量であり、目標達成のためには今後とも排出量を継続的に削減していく必要があります。そのため、これまで行ってきた、物を大切に使い長期の使用に努めることや、買い物時にマイバッグを持参したりするといった、家庭におけるごみの発生抑制にむけた取組がさらに進むよう、普及啓発活動を推進する必要があります。</p> <p>事業者においては、自らが事業系一般廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、製品の製造、販売にあたっては消費者が商品等を購入した後、ごみの発生が最小限となるような商品の開発や、流通・販売システムを構築することが必要です。</p>

### 【産業廃棄物】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の排出量は、平成 15 年度以降、減少傾向でしたが、平成 18 年度は 1,629 千 t と増加に転じています。</li> <li>排出量が増加した主な要因としては、製造業を中心とした景気の回復傾向によって事業活動が活発化してきたことが推測されます。</li> </ul> <p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">{</span>           島根県内における産業廃棄物の特徴は、全体排出量の約 8 割を污泥、がれき類、ばいじんの 3 種が占めていることです。            このため、島根県全体における産業廃棄物排出量の増減は、土木事業や火力発電所の排出量に大きく影響される傾向があります。         </p>
課 題	<p>平成 18 年度の排出量は前年度に比べて増加したものの基準年と同程度です。しかしながら、今後、景気の回復などにより産業廃棄物の排出量が増加傾向となり、目標達成が困難になることも懸念されます。このため、製造事業者では、拡大生産者責任に基づき、製品製造時の歩留まりの向上や長寿命化製品の製造に努め、より一層廃棄物が発生しにくい、あるいは廃棄物となりにくい製品設計等を行っていくことが必要です。</p> <p>また、その他の事業者においても、排出者処理責任に基づき、高い企業モラルのもと、排出抑制に関する積極的な取組を行っていくことが必要です。</p>

## 2. 再生利用目標に対する進捗状況

### 目 標

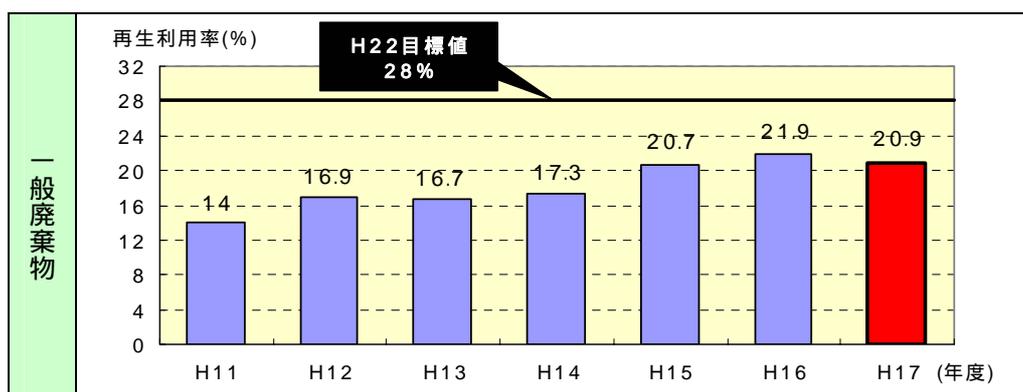
一般廃棄物：H22の再生利用率を、28%<sup>1</sup>(32%<sup>2</sup>)以上とする。  
 産業廃棄物（農業を除く）：H22の再生利用率を、64%以上とする。  
 産業廃棄物（農業（家畜ふん尿））：H22の再生利用率を、100%とする。  
 産業廃棄物（農業（廃プラ））：H22の再生利用率を、80%以上とする。

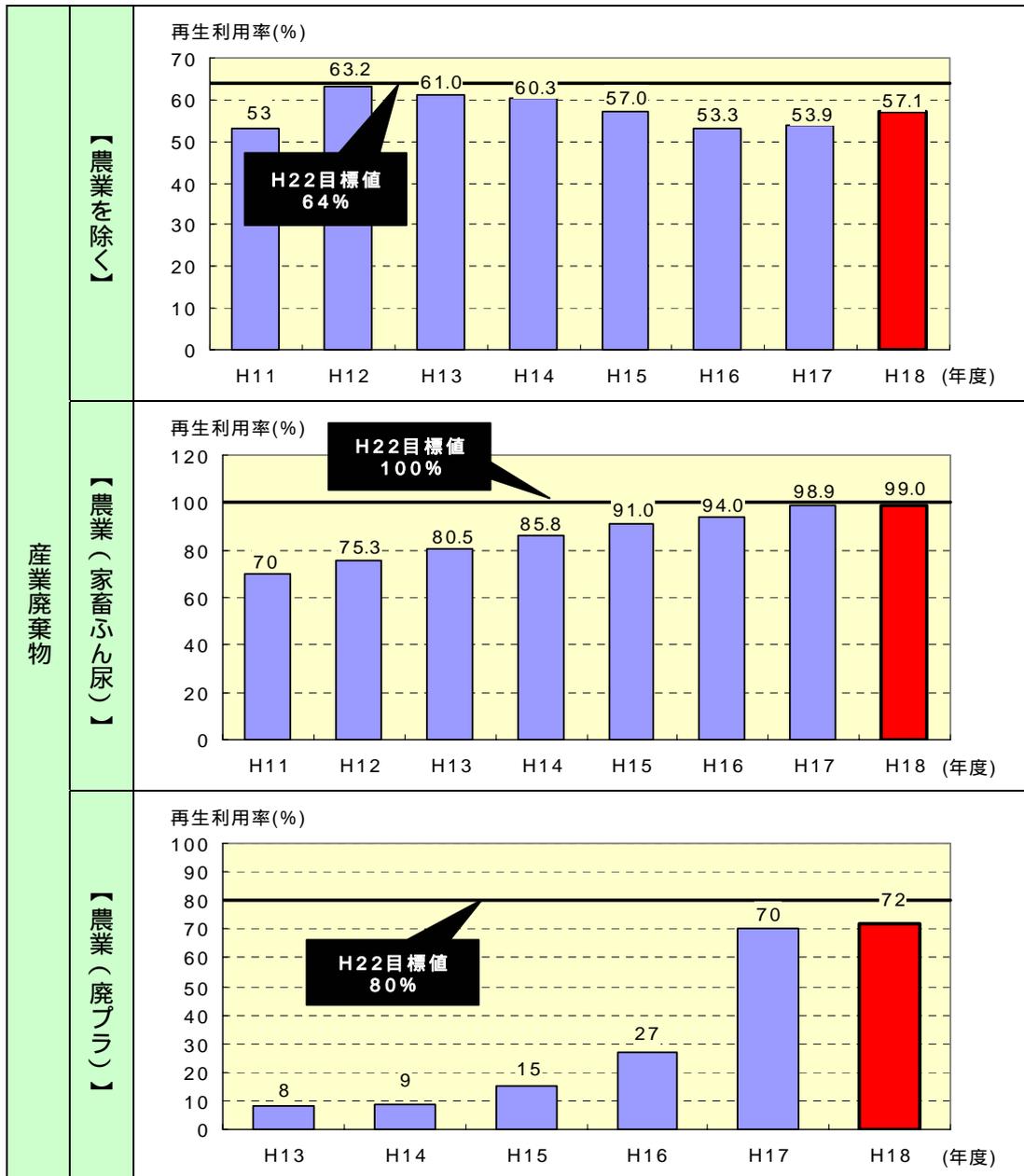
1：サーマルリサイクルを見込まない場合。 2：サーマルリサイクルを見込む場合。

### 再生利用率

	実 績（産業廃棄物は推計値）								目標
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H22
一般 廃棄物	14%	16.9%	16.7%	17.3%	20.7%	21.9%	20.9%		28%
（サーマル リサイクルを 見込む場合）	【38千t】	【45千t】	【46千t】	【47千t】	【57千t】	【59千t】	【55千t】		32%
産業廃棄物 【農業を除く】	53%	63.2%	61.0%	60.3%	57.0%	53.3%	53.9%	57.1%	64%
	【874千t】	【1,005千t】	【1,052千t】	【981千t】	【1,006千t】	【847千t】	【820千t】	【930千t】	【1,047千t】
産業廃棄物 【農業(家畜ふん尿)】	70%	75.3%	80.5%	85.8%	91.0%	94.0%	98.9%	99.0%	100%
	【367千t】	【499千t】	【545千t】	【570千t】	【617千t】	【626千t】	【653千t】	【667千t】	【653千t】
産業廃棄物 【農業(廃プラ)】			8%	9%	15%	27%	70%	72%	80%
			【0.07千t】	【0.07千t】	【0.12千t】	【0.21千t】	【0.50千t】	【0.50千t】	【0.6千t】

一般廃棄物については実績値、産業廃棄物については排出量及び最終処分量等を基にした推計値。





## 現状と課題

### 【一般廃棄物】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物の再生利用率は、平成 11 年度以降概ね増加傾向にあります。</li> <li>再生利用量が増加した主な要因としては、市町村における分別収集の実施、リサイクルプラザ等の施設整備が進展し、資源化が進んだためと考えられます。再生利用量については、平成 17 年度は前年度に比べ減少しましたが、基準年より約 17 千 t の増加となっています。</li> </ul>
課 題	<p>一般廃棄物の再生利用率は増加傾向にあるものの、目標達成のためにはリサイクルの取組を一層推進する必要があります。</p> <p>現在、焼却灰はほとんどが埋立処分されており、かつ埋立物の約 4 割を占めていることから、このリサイクルを促進することは再生利用率の増加及び最終処分量削減に効果が高いといえます。このため、県内の市町村（一部事務組合）において整備が進められている溶融施設で発生する溶融スラグについて、骨材、路盤材等としての再生利用を促進する必要があります。</p> <p>また、県民においては、各市町村の分別収集や地域の集団回収に協力するほか、販売店等が自主的に行っている店頭回収（食品トレイ等）やフリーマーケット等を活用するなど、リサイクルに向けた取組がさらに進むよう、普及啓発活動を推進する必要があります。</p>

### 【産業廃棄物】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物（農業を除く）の再生利用率は、平成 12 年度以降は減少していましたが、平成 16 年度を境に増加傾向に転じています。また、農業系の産業廃棄物については、増加傾向を示しています。</li> <li>平成 18 年度における産業廃棄物（農業を除く）の再生利用率は 57.1% であり、再生利用量は基準年と比較すると約 56 千 t の増加に留まっています。</li> <li>一方、農業由来の産業廃棄物の再生利用率は順調な伸びを示しており、家畜ふん尿は平成 18 年度においてほぼ 100%、また、廃プラスチック類においても平成 17 年度以降は 70% 程度で目標値に近い水準となっています。</li> </ul>
課 題	<p>産業廃棄物（農業を除く）の再生利用率は近年増加傾向を示しているものの、目標を達成するためには、リサイクルの取組を一層推進する必要があります。</p> <p>このため、製造事業者においては、生産工程においてリサイクル原料の使用を促進するとともに、個別リサイクル法の適用を受けない廃棄物についても積極的に再生利用を行うなど、より一層の取組を推進していくことが必要となります。</p> <p>また、その他の事業者においても、再生利用のさらなる促進に向けた取組を進めていくことが必要です。</p>

### 3 . 最終処分目標に対する進捗状況

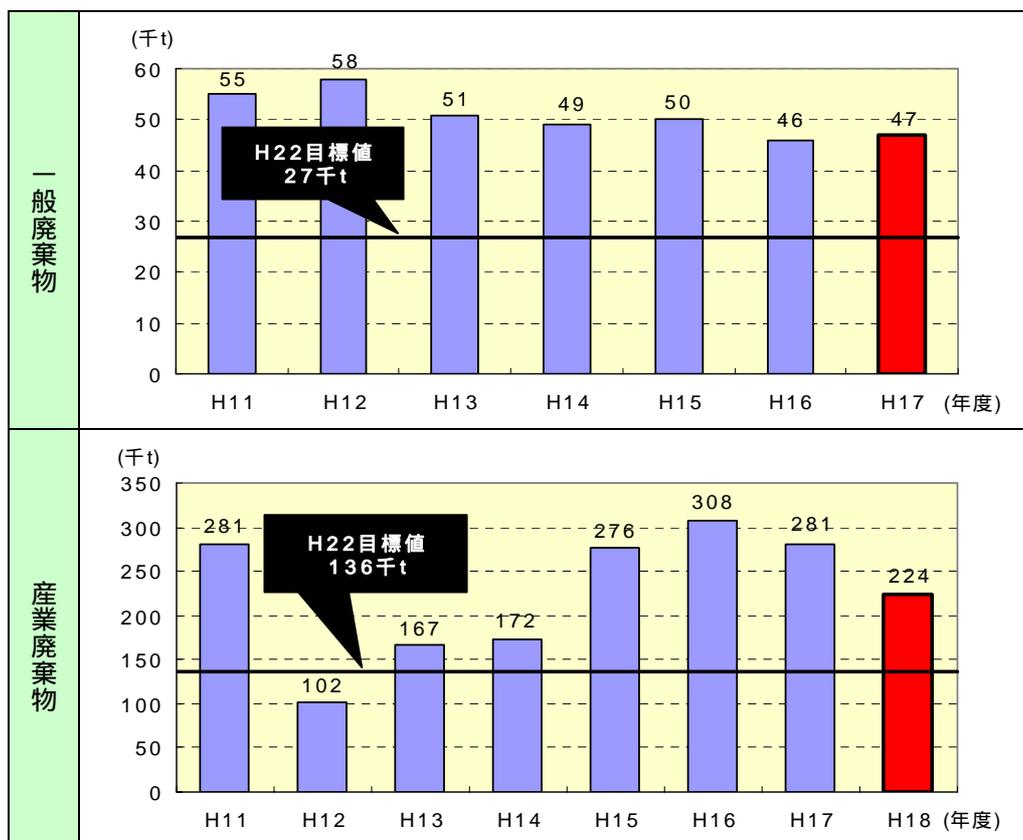
#### 目 標

一般廃棄物：基準年(H11)に対し、平成22年度の最終処分量を51%以上削減する。  
 産業廃棄物：基準年(H11)に対し、平成22年度の最終処分量を52%以上削減する。  
 産業廃棄物は農業を除く。

#### 最終処分量

	実 績 (産業廃棄物は推計値)								目標
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H22
一般廃棄物	55千t 【100】	58千t 【105.5】	51千t 【92.7】	49千t 【89.1】	50千t 【90.1】	46千t 【83.6】	47千t 【84.5】	-	27千t 【49】
産業廃棄物	281千t 【100】	102千t 【36.3】	167千t 【59.4】	172千t 【61.2】	276千t 【98.2】	308千t 【109.6】	281千t 【100】	224千t 【79.7】	136千t 【48】

一般廃棄物については実績値。産業廃棄物については容積ベースでの実績値を重量換算した値。



## 現状と課題

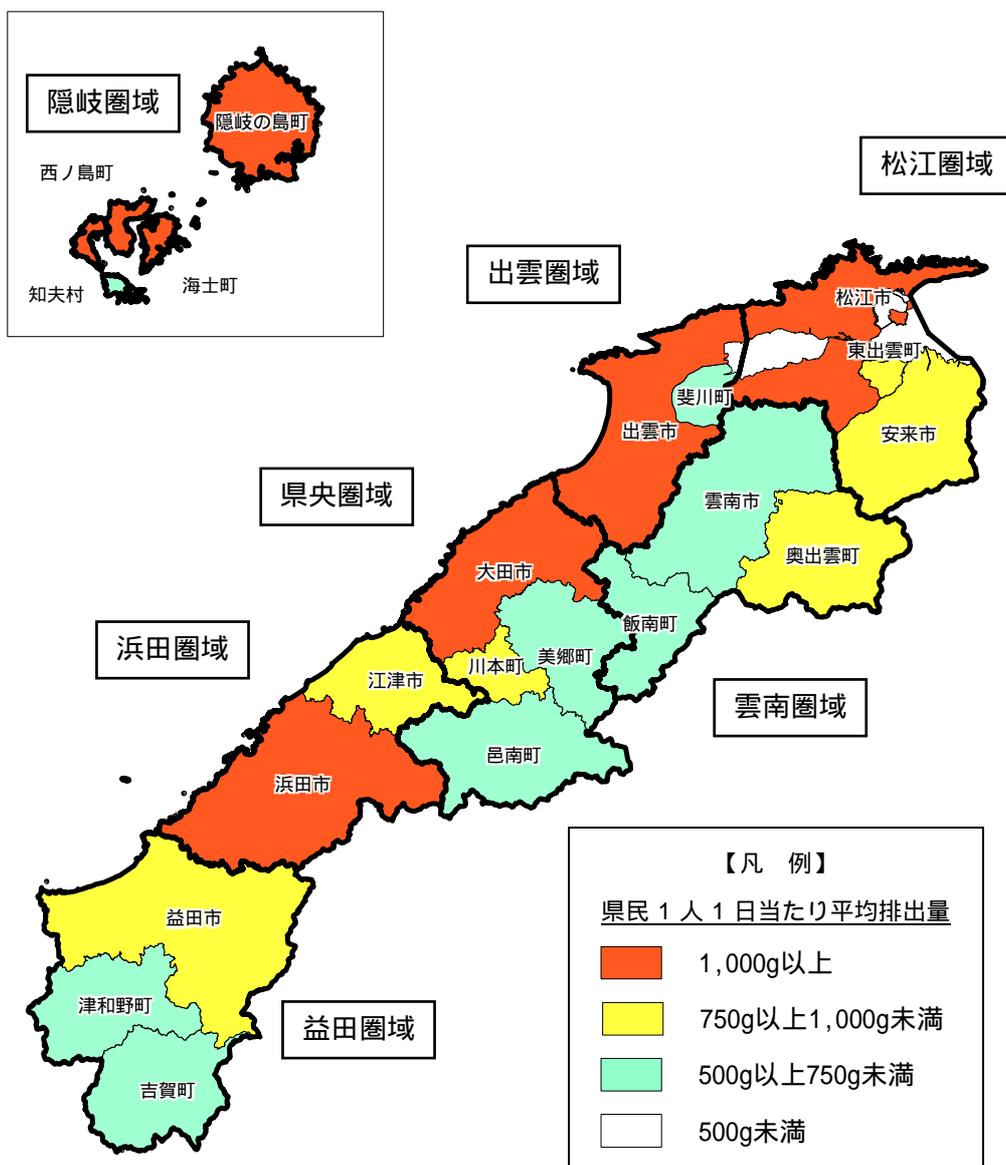
### 【一般廃棄物】

	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物の最終処分量は、平成 12 年度以降は概ね減少傾向となっています。</li> <li>最終処分量の減少については、分別収集の進展や、リサイクルプラザ等の中間処理施設の整備等により資源化が促進されたことが主な要因と推定されます。</li> <li>最終処分量の内訳（直接埋立量、焼却残渣量、破碎圧縮残渣量）として、特に減少が大きい項目は「直接埋立量」であり、市町村において中間処理施設等の整備が進んだ結果、平成 11 年度に約 22 千 t であった直接埋立量は、平成 17 年度には約 7 千 t まで減少しています。</li> </ul>
課 題	<p>最終処分量は減少傾向にあるものの、今後、目標達成のためにはより一層最終処分量を削減していく必要があります。</p> <p>最終処分量は、排出量の減少や再生利用量の増加に伴って減少することから、排出量の一層の削減を図るとともに、平成 17 年度実績において最終処分量の約 4 割を占める焼却残渣を削減していくことが必要となります。</p>

### 【産業廃棄物】

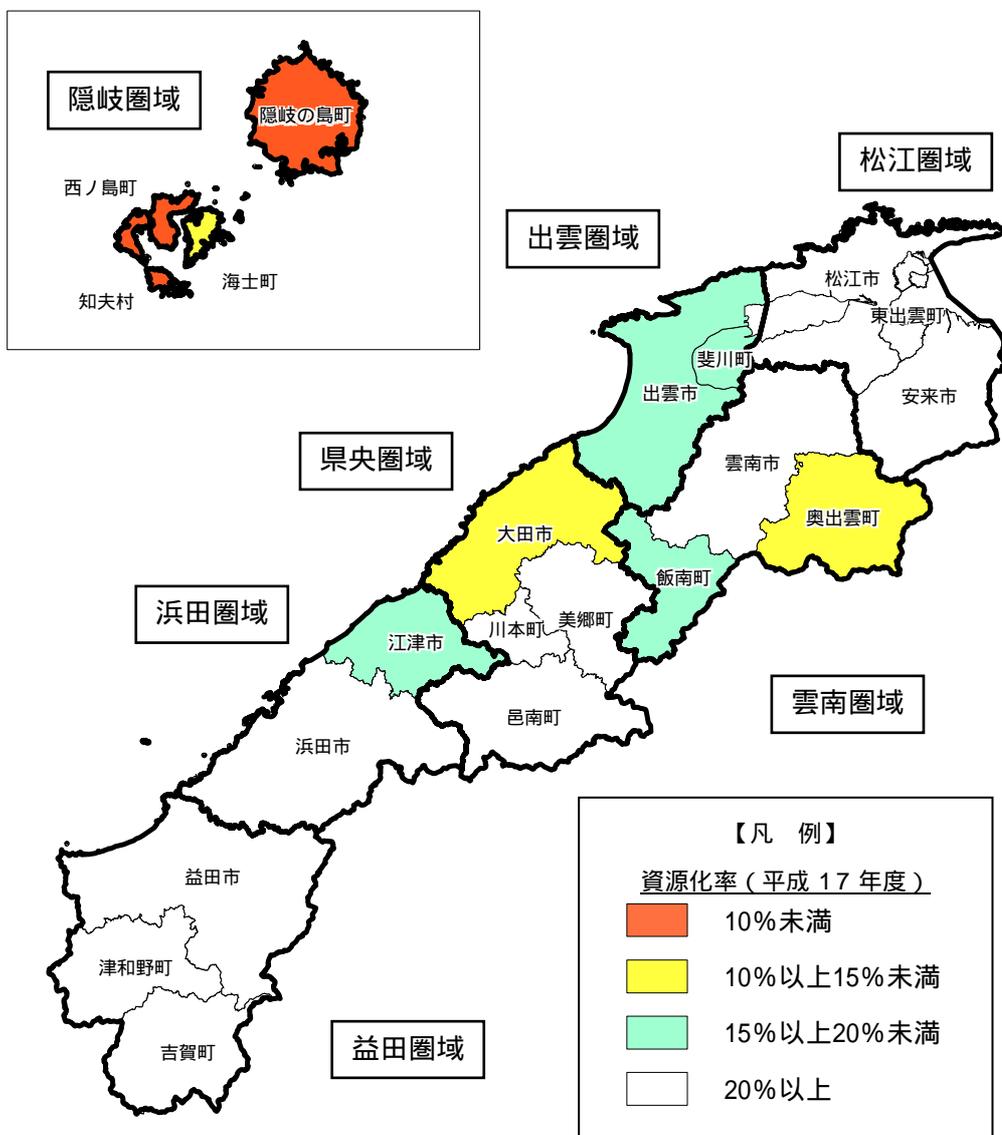
	解 説
現 状	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の最終処分量は、平成 12 年度以降、増加傾向を示していましたが、平成 16 年度を境に減少傾向に転じています。</li> <li>平成 16 年度以降の最終処分量の減少については、平成 17 年度から導入した島根県産業廃棄物減量税の効果も一因として考えられます。</li> <li>最終処分量の減量化が進んでいない主な要因としては、ばいじんの最終処分量が平成 11 年度と比べてあまり減少していないことや、その他産業廃棄物についても全体としては減量化の進度が鈍いことなどが考えられます。</li> </ul> <p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">{</span>             島根県全体の最終処分量のおおむね半分程度は火力発電所で発生するばいじんが占めており、最終処分量の推移は、排出量同様、火力発電所に起因する最終処分量の増減に大きく影響される傾向にあります。             <span style="font-size: 2em;">}</span> </p>
課 題	<p>平成 16 年度を境に最終処分量は減少傾向となっていますが、目標を達成するためには、最終処分量をより一層削減する必要があります。</p> <p>導入から 2 年間軽減されていた島根県産業廃棄物減量税の税率が平成 19 年 4 月から 1,000 円となったことから、事業者に対する最終処分量削減の動機づけの効果も期待することができますが、最終処分量において大きなウエイトを占めているばいじん、汚泥、鉱さい、ガラス陶磁器くず、がれき類等の排出抑制、再生利用の取組をより一層促進し、最終処分量の削減を図ることが必要です。</p>

県民1人1日当たり平均排出量の水準（平成17年度）【一般廃棄物】



- 1 市町村名は平成18年3月31日現在の名称。
- 2 本計画における「排出量」には「集団回収量」及び「自家処理量」が含まれています。  
排出量 = 「収集ごみ量」 + 「直接搬入ごみ量」 + 「集団回収量」 + 「自家処理量」

再生利用率（平成 17 年度）【一般廃棄物】



1 市町村名は平成 18 年 3 月 31 日現在の名称。

2 本計画における「再生利用量」には「集団回収量」が含まれています。

$$\text{再生利用量} = \text{「直接資源化量」} + \text{「中間処理後資源化量」} + \text{「集団回収量」}$$

$$\text{再生利用率} = \text{「再生利用量」} \div \text{「排出量（p.10 参照）」}$$

## 第 3 章

県民・事業者・行政の取組状況

## 1. 県民の取組状況について

### 現状分析

- 県民を対象とした「しまね web モニター」調査では、しまね循環型社会に関心を持っている方は全体の90%以上の高い割合で推移しており、平成19年調査では約95%となっています。また「3R」という言葉の認知度については、平成16年調査時に「知っていた」と回答した方は半数以下の約41%でしたが、徐々に認知度が上がり、平成19年調査では、約67%まで向上しています。
- 環境への負荷ができる限り低減されたライフスタイルの実践状況では、実践している方の割合が半数以下であったリユースに関する取組の実践割合が半数を超えたことや、その他のリデュースやリサイクルの取組においても実践割合が向上している取組が多くあることから、県民における3R実践が普及しつつあることが伺えます。

島根県では、県民の意向を迅速に把握し県政に反映させるため、「しまね web モニター」制度を設けており、これを活用した調査により、県民の取組状況を把握しています。

### 「しまね web モニター」調査の概要

調査対象	しまね web モニター
調査方法	島根県ホームページの「しまね web モニター画面」を活用

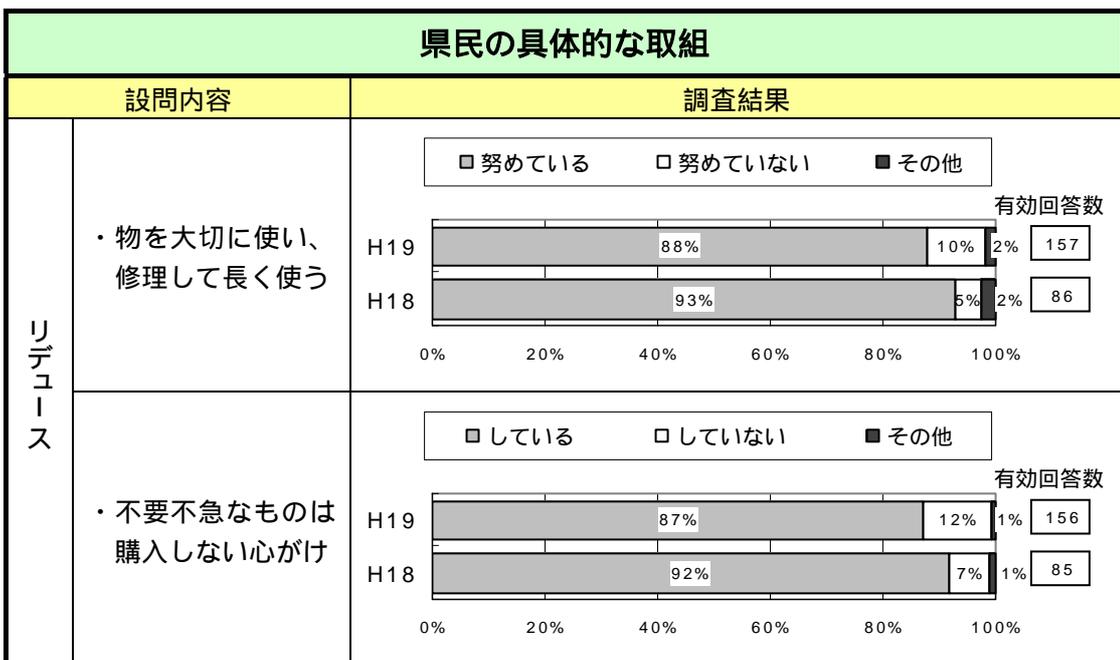
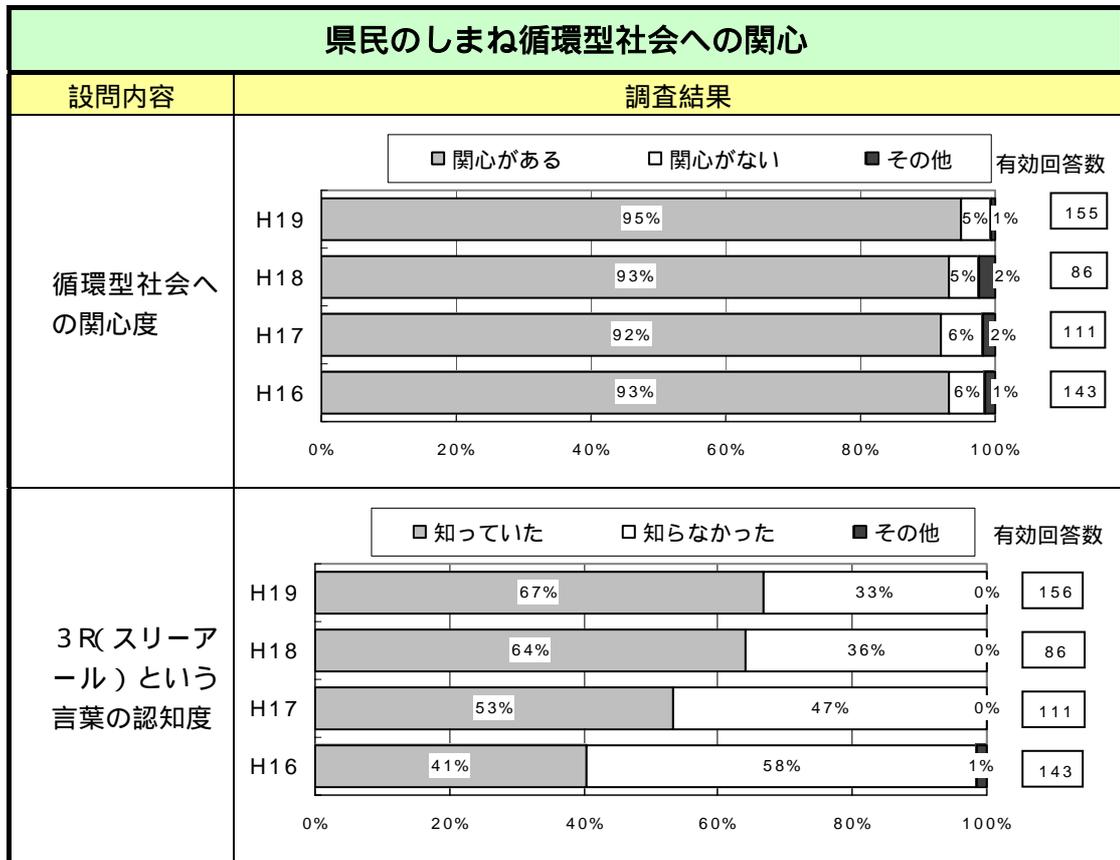
項目	調査期間	調査件数	回答数	回収率
平成16年度調査(報告)	平成16年2月6日～ 平成16年2月16日	210件 (人)	143件 (人)	68.1%
平成17年度調査(報告)	平成17年2月28日～ 平成17年3月10日	232件 (人)	111件 (人)	47.8%
平成18年度調査(報告)	平成18年2月10日～ 平成18年2月20日	214件 (人)	86件 (人)	40.2%
平成19年度調査(報告)	平成19年1月12日～ 平成19年1月22日	228件 (人)	157件 (人)	68.9%

回収率 = (回答数 / 調査件数) × 100

### < 参考：環境フェアでのアンケート調査の概要 >

環境フェア名	調査日	回答数(有効回答)
環境フェスティバル in 松江	平成18年9月16,17日	255件(人)
出雲市暮らしの中の環境フェア2006	平成18年10月1日	73件(人)
2006 第24回掛合町ふるさとまつり	平成18年10月8日	55件(人)
大田環境フェア	平成18年11月12日	53件(人)

「しまね web モニター」調査の調査結果



(つづき)

設問内容		調査結果	
リデュース	・ 買いすぎ、作りすぎをせず、残り物を使い切り生ごみを少なくする	<p>□ している   □ していない   ■ その他</p> <p>有効回答数</p> <p>H19: 156 H18: 86</p>	
	・ 生ごみの水切り	<p>□ している   □ していない   ■ その他</p> <p>有効回答数</p> <p>H19: 156 H18: 86</p>	
	・ 詰替商品や、ばら売り商品の選択	<p>□ している   □ していない   ■ その他</p> <p>有効回答数</p> <p>H19: 155 H18: 86</p>	
	・ 買い物袋の持参、過剰包装の断り	<p>□ している   □ していない   ■ その他</p> <p>有効回答数</p> <p>H19: 156 H18: 86</p>	
リユース	・ リサイクルショップやフリーマーケットの活用	<p>□ している   □ していない   ■ その他</p> <p>有効回答数</p> <p>H19: 154 H18: 85</p>	
	・ 再使用可能な容器（リターナブルびん）を使った商品の購入	<p>□ している   □ していない   ■ その他</p> <p>有効回答数</p> <p>H19: 155 H18: 85</p>	

(つづき)

設問内容		調査結果	
リサイクル	・資源ごみとして出すびん・缶・ペットボトルなどの洗浄	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> その他	
		有効回答数 H19: 90% (154) / 8% (12) / 1% (2) H18: 85% (73) / 10% (8) / 5% (4)	
適正処理	・分別方法・指定場所・収集日を守る	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> その他	
		有効回答数 H19: 99% (157) / 1% (2) / 0% (0) H18: 100% (86) / 0% (0) / 0% (0)	
	・再生資源を利用した商品・環境ラベル付商品の購入	<input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> その他	
		有効回答数 H19: 53% (81) / 41% (66) / 6% (10) H18: 58% (48) / 36% (30) / 6% (5)	
その他	・循環型社会の形成に関する活動(自治会,婦人会等)への参加意欲	<input type="checkbox"/> 参加したい <input type="checkbox"/> 参加したくない <input type="checkbox"/> その他	
		有効回答数 H19: 51% (81) / 32% (52) / 17% (28)	
		H18: 53% (45) / 33% (28) / 14% (12)	
		H17: 74% (62) / 16% (14) / 10% (8)	
		H16: 49% (41) / 32% (27) / 19% (16)	

参考：環境フェアでのアンケート調査結果

設問内容	調査結果
循環型社会への関心度	<p>□ 関心がある □ 関心がない 有効回答数</p> <p>H18 44 56 436</p> <p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p>
3R という言葉の認知度	<p>□ 知っている □ 知らなかった 有効回答数</p> <p>H18 92 8 436</p> <p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p>
発生抑制に関する取組状況【リデュース】	
・マイバッグの持参	<p>□ している □ していない 有効回答数</p> <p>H18 67 33 436</p> <p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p>
・ばら売りや量り売り商品の選択	<p>□ している □ していない 有効回答数</p> <p>H18 55 45 436</p> <p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p>
・生ごみの水切り等のごみ減量化	<p>□ している □ していない 有効回答数</p> <p>H18 93 7 436</p> <p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p>
・料理の時、買いすぎ・作りすぎをせず残り物を使い切る	<p>□ している □ していない 有効回答数</p> <p>H18 83 17 436</p> <p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p>
・不要不急品は購入しない	<p>□ している □ していない 有効回答数</p> <p>H18 91 9 436</p> <p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p>
・物を大切にし、できるだけ長く使う	<p>□ している □ していない 有効回答数</p> <p>H18 93 7 436</p> <p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p>

(つづき)

設問内容	調査結果
再使用に関する取組状況	
・不用品のリサイクルショップ等への持ち込み	<p>□している □していない 有効回答数</p> <p>H18 63 37 436</p> <p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p>
・再使用可能な容器(リターナブルびん)を使った商品の購入	<p>□している □していない 有効回答数</p> <p>H18 61 39 436</p> <p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p>
再資源化に関する取組【リサイクル】	
・リサイクルしやすいようにびんなどを洗って出す	<p>□している □していない 有効回答数</p> <p>H18 94 6 436</p> <p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p>
適正処理に関する取組	
・再生資源を利用した商品の購入	<p>□している □していない 有効回答数</p> <p>H18 72 28 436</p> <p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p>
・ごみは分別方法を守り、指定場所・指定日に出す	<p>□している □していない 有効回答数</p> <p>H18 100 0 436</p> <p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p>
適正処理に関する取組	
・循環型社会形成に関する活動への参加意欲	<p>□思う □思わない 有効回答数</p> <p>H18 90 10 436</p> <p>0% 20% 40% 60% 80% 100%</p>

## 2. 事業者の取組状況について

### 現状分析

- ・事業者については、「事業活動を通じて発生する廃棄物の削減」や「一般廃棄物のリサイクルルート（古紙類の分別収集等）の活用」、「再生品利用商品の使用」、「環境に配慮した事業活動の取組」等の取組状況は、高い割合で推移しています。
- ・また、「ISO14001 の認証取得」の取組を行う事業者の割合も増加しており、事業者の循環型社会形成に向けた取組が普及しつつあることが伺えます。

事業者の取組については、松江商工会議所の会員（H19：98社）及び産業廃棄物の多量排出事業者（H19：79社）を対象とした実態調査を実施し、現時点における取組状況を把握しました。

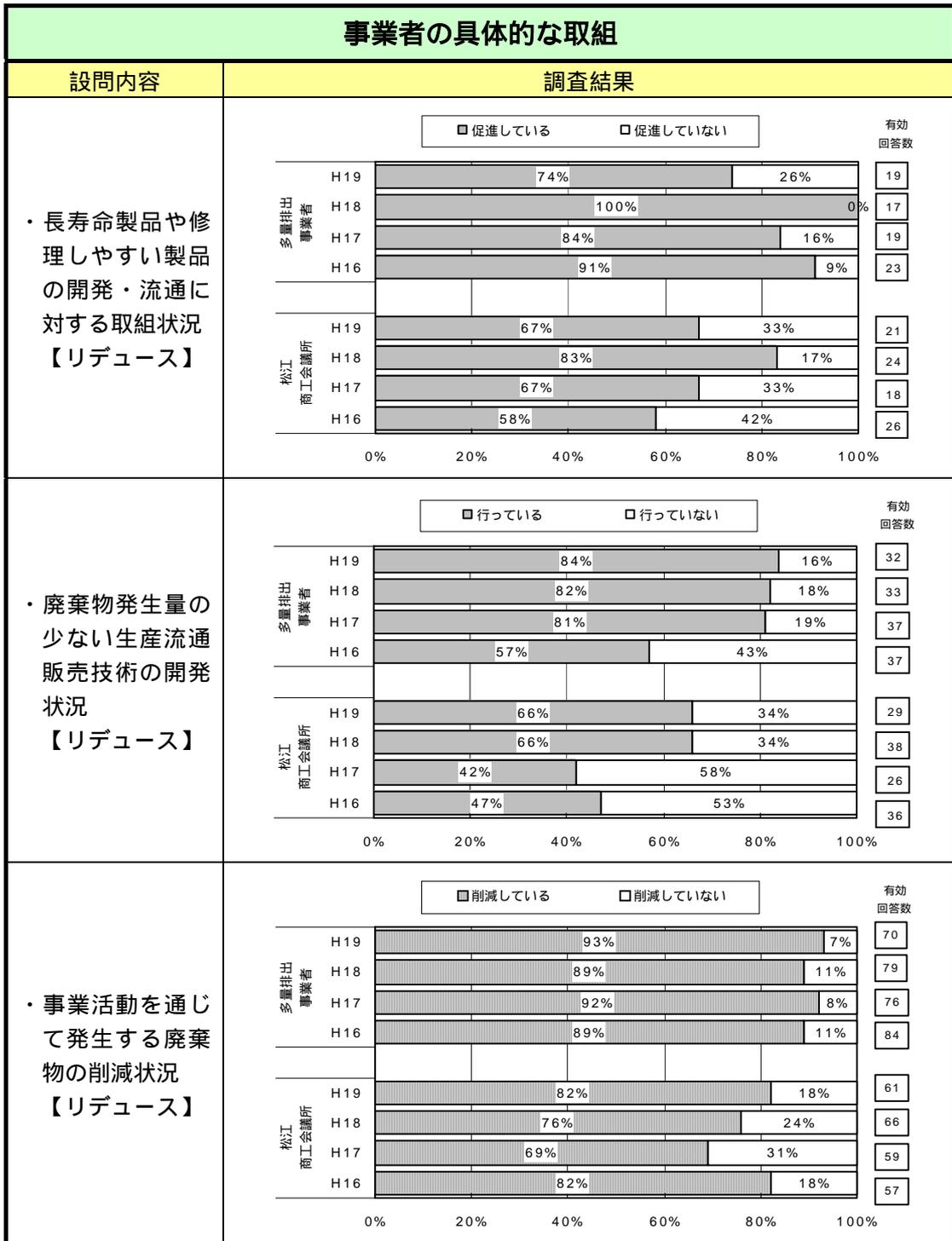
### 実態調査の概要

調査対象	松江商工会議所会員及び産業廃棄物多量排出事業者 <sup>1</sup>			
調査方法	郵送による調査用紙配布・回収			
項目	調査期間	調査件数	回答数	回収率 <sup>2</sup>
平成16年度 調査（報告）	平成16年4月13日～	松江商工会議所：98件	60件	61%
	平成16年5月7日	多量排出事業者：102件	86件	84%
平成17年度 調査（報告）	平成17年6月6日～	松江商工会議所：100件	60件	60%
	平成17年7月1日	多量排出事業者：97件	77件	79%
平成18年度 調査（報告）	平成18年5月25日～	松江商工会議所：100件	70件	70%
	平成18年6月30日	多量排出事業者：98件	80件	82%
平成19年度 調査（報告）	平成19年7月2日～	松江商工会議所：98件	61件	62%
	平成19年7月28日	多量排出事業者：79件	70件	89%

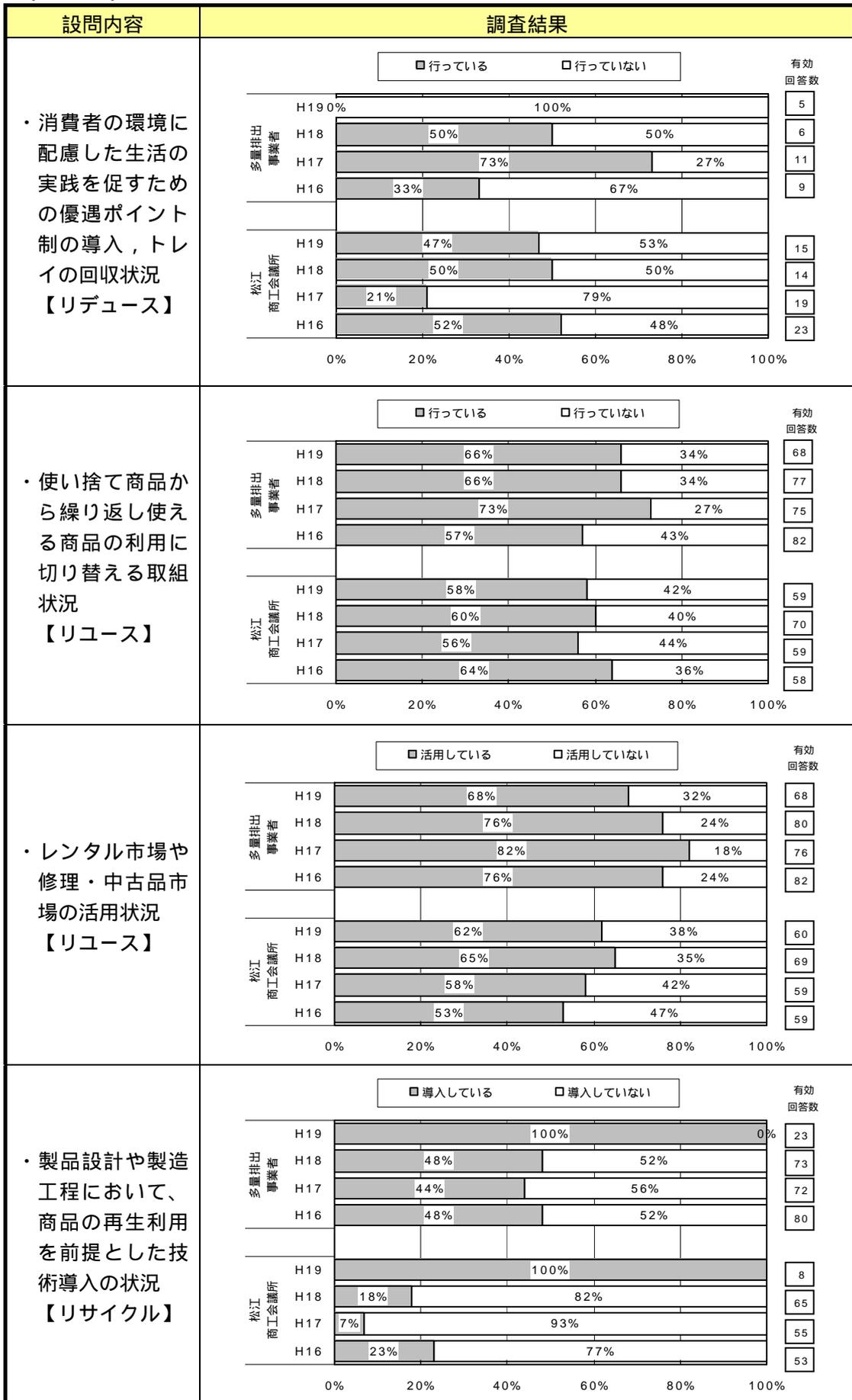
1. 産業廃棄物多量排出事業者とは、前年度の産業廃棄物発生量が1,000t以上である事業場を設置している事業者をいう。

2. 回収率 = (回答数 / 調査件数) × 100

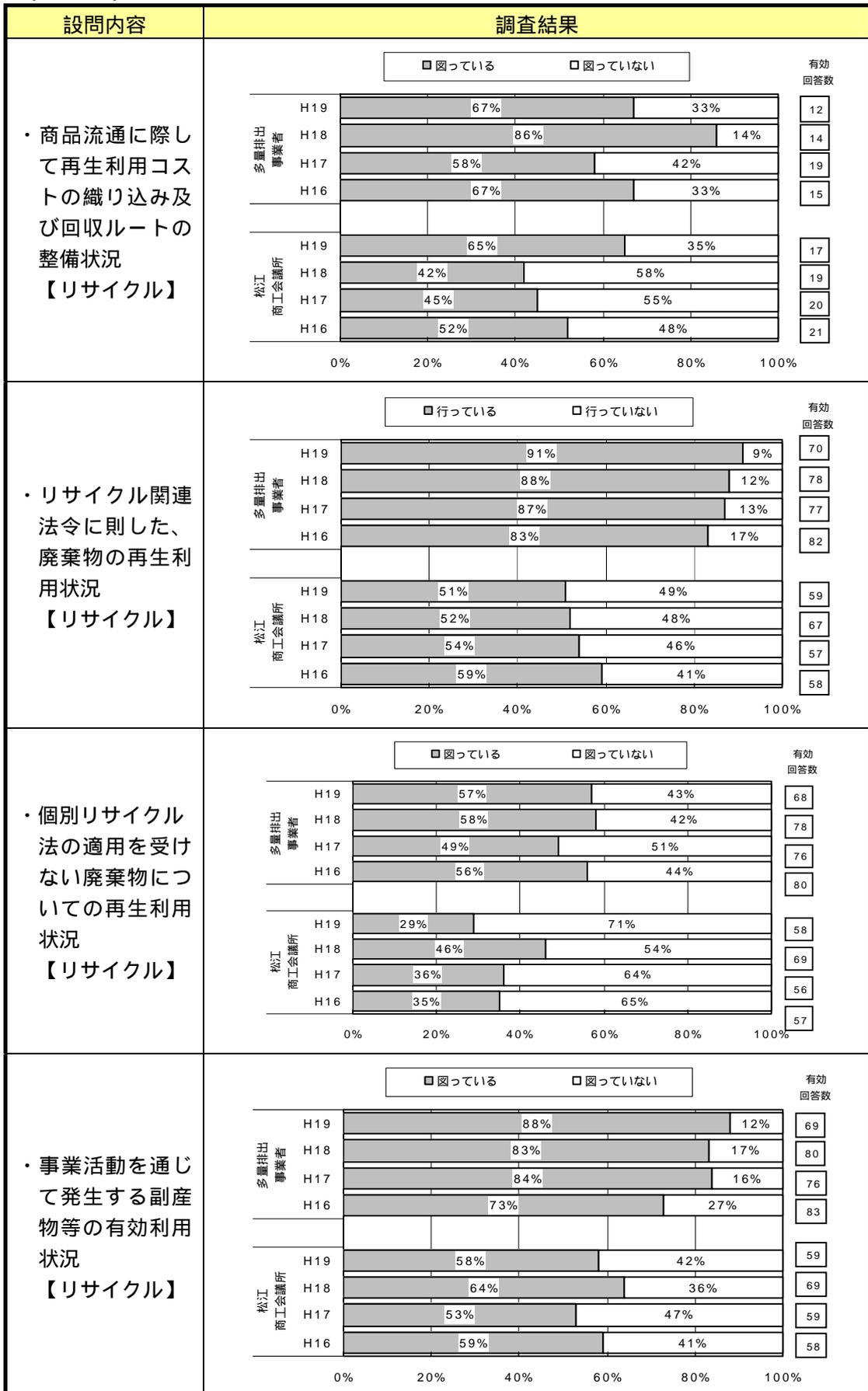
調査結果



(つづき)



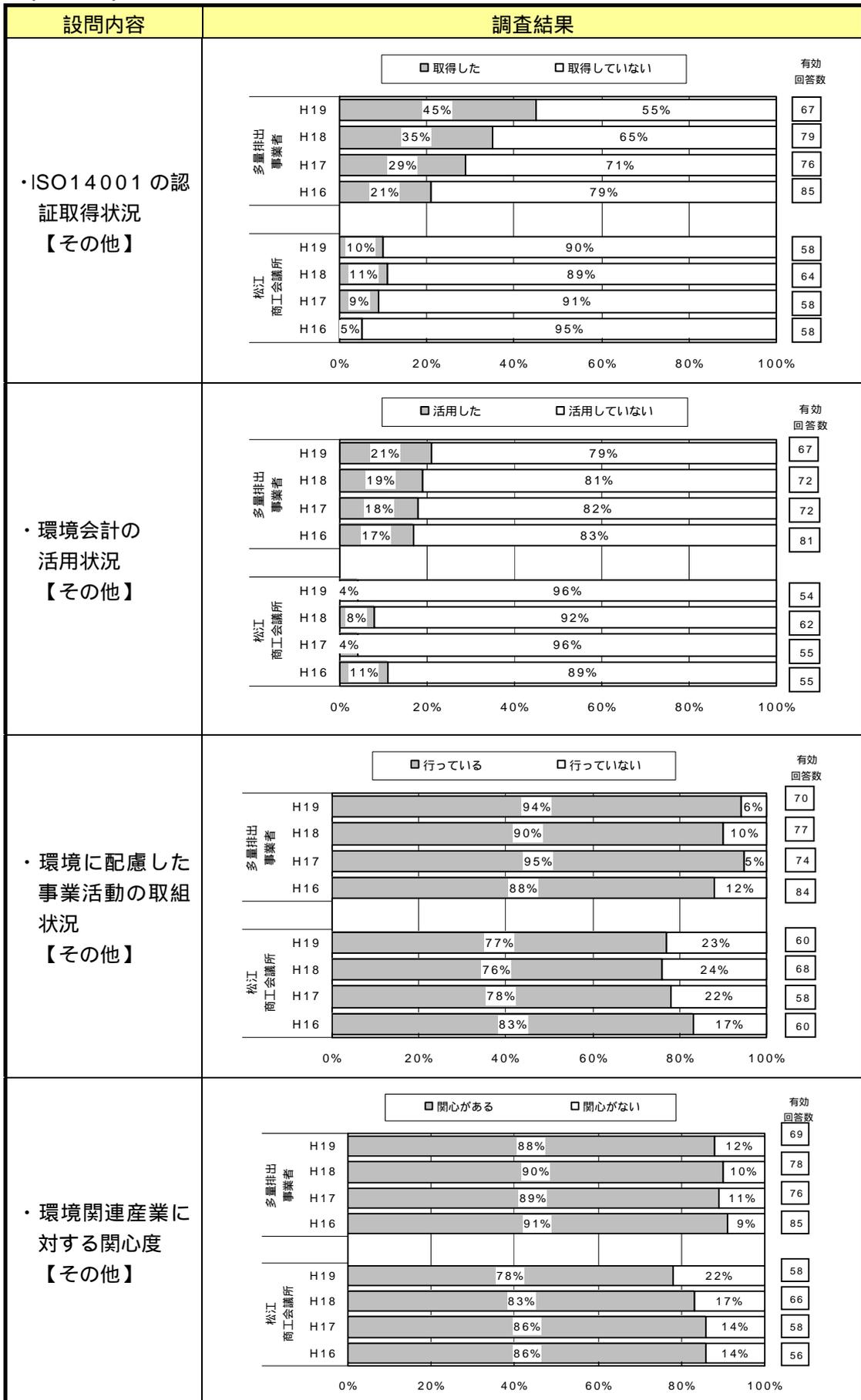
(つづき)



(つづき)

設問内容	調査結果																				
<p>・地域の再生利用の促進を支えるための産業についての関心 【リサイクル】</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査年度</th> <th>多量排出事業者</th> <th>松江商工会議所</th> <th>有効回答数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>94% (関心がある), 6% (関心がない)</td> <td>80% (関心がある), 20% (関心がない)</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>94% (関心がある), 6% (関心がない)</td> <td>84% (関心がある), 16% (関心がない)</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>95% (関心がある), 5% (関心がない)</td> <td>86% (関心がある), 14% (関心がない)</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>95% (関心がある), 5% (関心がない)</td> <td>81% (関心がある), 19% (関心がない)</td> <td>84</td> </tr> </tbody> </table>	調査年度	多量排出事業者	松江商工会議所	有効回答数	H19	94% (関心がある), 6% (関心がない)	80% (関心がある), 20% (関心がない)	69	H18	94% (関心がある), 6% (関心がない)	84% (関心がある), 16% (関心がない)	78	H17	95% (関心がある), 5% (関心がない)	86% (関心がある), 14% (関心がない)	75	H16	95% (関心がある), 5% (関心がない)	81% (関心がある), 19% (関心がない)	84
	調査年度	多量排出事業者	松江商工会議所	有効回答数																	
H19	94% (関心がある), 6% (関心がない)	80% (関心がある), 20% (関心がない)	69																		
H18	94% (関心がある), 6% (関心がない)	84% (関心がある), 16% (関心がない)	78																		
H17	95% (関心がある), 5% (関心がない)	86% (関心がある), 14% (関心がない)	75																		
H16	95% (関心がある), 5% (関心がない)	81% (関心がある), 19% (関心がない)	84																		
<p>・一般廃棄物のリサイクルルート（古紙類の分別収集等）の活用状況 【リサイクル】</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査年度</th> <th>多量排出事業者</th> <th>松江商工会議所</th> <th>有効回答数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>90% (図っている), 10% (図っていない)</td> <td>90% (図っている), 10% (図っていない)</td> <td>68</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>92% (図っている), 8% (図っていない)</td> <td>87% (図っている), 13% (図っていない)</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>91% (図っている), 9% (図っていない)</td> <td>86% (図っている), 14% (図っていない)</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>88% (図っている), 12% (図っていない)</td> <td>90% (図っている), 10% (図っていない)</td> <td>82</td> </tr> </tbody> </table>	調査年度	多量排出事業者	松江商工会議所	有効回答数	H19	90% (図っている), 10% (図っていない)	90% (図っている), 10% (図っていない)	68	H18	92% (図っている), 8% (図っていない)	87% (図っている), 13% (図っていない)	78	H17	91% (図っている), 9% (図っていない)	86% (図っている), 14% (図っていない)	76	H16	88% (図っている), 12% (図っていない)	90% (図っている), 10% (図っていない)	82
	調査年度	多量排出事業者	松江商工会議所	有効回答数																	
H19	90% (図っている), 10% (図っていない)	90% (図っている), 10% (図っていない)	68																		
H18	92% (図っている), 8% (図っていない)	87% (図っている), 13% (図っていない)	78																		
H17	91% (図っている), 9% (図っていない)	86% (図っている), 14% (図っていない)	76																		
H16	88% (図っている), 12% (図っていない)	90% (図っている), 10% (図っていない)	82																		
<p>・拡大生産者責任の原則に基づく取組状況 【その他】</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査年度</th> <th>多量排出事業者</th> <th>松江商工会議所</th> <th>有効回答数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>56% (行っている), 44% (行っていない)</td> <td>33% (行っている), 67% (行っていない)</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>55% (行っている), 45% (行っていない)</td> <td>54% (行っている), 46% (行っていない)</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>71% (行っている), 29% (行っていない)</td> <td>61% (行っている), 39% (行っていない)</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>62% (行っている), 38% (行っていない)</td> <td>46% (行っている), 54% (行っていない)</td> <td>42</td> </tr> </tbody> </table>	調査年度	多量排出事業者	松江商工会議所	有効回答数	H19	56% (行っている), 44% (行っていない)	33% (行っている), 67% (行っていない)	32	H18	55% (行っている), 45% (行っていない)	54% (行っている), 46% (行っていない)	33	H17	71% (行っている), 29% (行っていない)	61% (行っている), 39% (行っていない)	34	H16	62% (行っている), 38% (行っていない)	46% (行っている), 54% (行っていない)	42
	調査年度	多量排出事業者	松江商工会議所	有効回答数																	
H19	56% (行っている), 44% (行っていない)	33% (行っている), 67% (行っていない)	32																		
H18	55% (行っている), 45% (行っていない)	54% (行っている), 46% (行っていない)	33																		
H17	71% (行っている), 29% (行っていない)	61% (行っている), 39% (行っていない)	34																		
H16	62% (行っている), 38% (行っていない)	46% (行っている), 54% (行っていない)	42																		
<p>・再生品利用商品（古紙等）の使用状況 【その他】</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査年度</th> <th>多量排出事業者</th> <th>松江商工会議所</th> <th>有効回答数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>91% (行っている), 9% (行っていない)</td> <td>81% (行っている), 19% (行っていない)</td> <td>69</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>91% (行っている), 9% (行っていない)</td> <td>86% (行っている), 14% (行っていない)</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>86% (行っている), 14% (行っていない)</td> <td>71% (行っている), 29% (行っていない)</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>83% (行っている), 17% (行っていない)</td> <td>76% (行っている), 24% (行っていない)</td> <td>83</td> </tr> </tbody> </table>	調査年度	多量排出事業者	松江商工会議所	有効回答数	H19	91% (行っている), 9% (行っていない)	81% (行っている), 19% (行っていない)	69	H18	91% (行っている), 9% (行っていない)	86% (行っている), 14% (行っていない)	77	H17	86% (行っている), 14% (行っていない)	71% (行っている), 29% (行っていない)	76	H16	83% (行っている), 17% (行っていない)	76% (行っている), 24% (行っていない)	83
	調査年度	多量排出事業者	松江商工会議所	有効回答数																	
H19	91% (行っている), 9% (行っていない)	81% (行っている), 19% (行っていない)	69																		
H18	91% (行っている), 9% (行っていない)	86% (行っている), 14% (行っていない)	77																		
H17	86% (行っている), 14% (行っていない)	71% (行っている), 29% (行っていない)	76																		
H16	83% (行っている), 17% (行っていない)	76% (行っている), 24% (行っていない)	83																		

(つづき)



### 3. 市町村の取組状況について

#### 現状分析

- ・ 3R の推進を図るための市町村の取組については、リサイクルに関する施策を中心に様々な取組が行われています。
- ・ また、住民への啓発についても、イベント、出前講座・講演会やパンフレットの配布を通じた PR 等、様々な方法により普及・啓発が推進されています。

市町村の取組については、市町村を対象とした実態調査を実施し、現時点（平成 18 年度）における取組状況を把握しました。

#### 実態調査の概要

調査対象	市町村
調査方法	郵送による調査用紙配布・回収

項目	調査期間	調査件数	回答数	回収率
平成 16 年度調査（報告）	平成 15 年 11 月中旬～ 平成 15 年 12 月末	59 件	59 件	100%
平成 17 年度調査（報告）	平成 17 年 6 月 2 日～ 平成 17 年 7 月 5 日	59 件	59 件	100%
平成 18 年度調査（報告）	平成 18 年 6 月 7 日～ 平成 18 年 7 月 10 日	29 件	29 件	100%
平成 19 年度調査（報告）	平成 19 年 8 月 3 日～ 平成 19 年 8 月 30 日	21 件	21 件	100%

回収率 = (回答数 / 調査件数) × 100

#### 調査結果

目標 1：循環型社会形成を踏まえた一般廃棄物処理計画の策定	
項目	調査結果
・ 本計画の内容を踏まえた一般廃棄物処理基本計画の策定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定している（平成 17 年度以前）： 4 市町村</li> <li>・ " （平成 18 年度）： 12 市町村</li> </ul> <p>平成 19 年 4～5 月調査、調査対象 21 市町村</p>

(つづき)

設問内容	調査結果															
・リサイクルシステム等の確立に向けた整備スケジュールの規定状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>規定している (%)</th> <th>規定していない (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>76%</td> <td>24%</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>14%</td> <td>86%</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>15%</td> <td>85%</td> </tr> <tr> <td>H16</td> <td>34%</td> <td>66%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	規定している (%)	規定していない (%)	H19	76%	24%	H18	14%	86%	H17	15%	85%	H16	34%	66%
年度	規定している (%)	規定していない (%)														
H19	76%	24%														
H18	14%	86%														
H17	15%	85%														
H16	34%	66%														
・3R推進に係る施策の記載状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>記載している (%)</th> <th>記載していない (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>71%</td> <td>29%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	記載している (%)	記載していない (%)	H19	71%	29%									
年度	記載している (%)	記載していない (%)														
H19	71%	29%														
・ごみ処理有料化検討の記載状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>記載している (%)</th> <th>記載していない (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H19</td> <td>76%</td> <td>24%</td> </tr> </tbody> </table>	年度	記載している (%)	記載していない (%)	H19	76%	24%									
年度	記載している (%)	記載していない (%)														
H19	76%	24%														

## 目標2：3Rの推進

設問内容	調査結果
・リデュースの推進に関する施策	<p><b>マイバッグ運動</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイバッグキャンペーンに併せて市内スーパーで調査及び啓発を行った。</li> <li>・しまねエコショップの店頭でレジ袋削減のPRを行った。</li> </ul> <p><b>ごみ処理有料化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定ごみ袋代にごみ処理経費を追加し、ごみ処理有料化を行うことによってごみ減量を図った。</li> <li>・資源ごみのリサイクルの推進を図るため、処理手数料の値上げとして指定袋の値上げを実施した。</li> <li>・新たにごみ処理有料化の対象となるごみ種類を追加した。</li> </ul>
・リユースの推進に関する施策	<p><b>フリーマーケット</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境フェスティバルにてフリーマーケットを開催した。</li> <li>・リサイクルプラザで開催しているフリーマーケット等の支援を行った。</li> <li>・フリーマーケット開催場所の提供やリサイクル展の企画・開催を行った。</li> </ul>

(つづき)

設問内容	調査結果
・リサイクルの推進に関する施策	<p>生ごみ堆肥化</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・一般家庭へ堆肥化装置の購入助成を行った。</li><li>・事業所へ堆肥化装置の購入助成を行った。</li><li>・学校給食センターの生ごみを堆肥化し、農家へ還元した。</li></ul> <p>廃食油のリサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・家庭・事業所の使用済み天ぷら油を BDF に精製し、塵芥車、公用バス、公用車等の燃料として使用した。</li></ul> <p>古着・古布のリサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・公共施設やスーパー等に回収場所を設置し、古着の回収を促進した。</li></ul> <p>剪定枝等のリサイクル</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・剪定枝等をチップ化し、堆肥やマルチング材等として再利用した。</li><li>・ボランティア清掃に伴い集まった刈草・葉を、EM を活用して堆肥化した。</li></ul> <p>割箸の回収</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・使用済み割り箸を回収して製紙会社へ送り、紙の原料として再生利用を図った。</li></ul> <p>資源物回収システムの充実</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・公民館等で実施しているリサイクルステーションの開設日及び開設場所を拡充した。</li></ul> <p>資源ごみの分別収集</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・一般家庭からの古紙等を回収し、紙の再生利用を推進した。</li></ul> <p>集団回収</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・資源物回収量に応じて回収団体に補助を行った。</li></ul> <p>リサイクル施設の活用</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・リサイクルプラザでリサイクル工房を開催し、啓発活動を行った。</li><li>・リサイクルプラザで開催している再生家具抽選会の支援を行った。</li></ul>
・適正処理の推進に関する施策	<p>不法投棄の防止</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・不法投棄重点監視地区において関係機関や地元住民と連携し、定期的に巡回パトロールを行った。</li><li>・島根県の廃棄物適正処理対策推進事業等による不法投棄パトロールを実施した。</li><li>・地区ごとにモニターを選任し、パトロールを実施した。</li><li>・職員による不法投棄の監視、撤去、指導等を行った。</li><li>・新たに不法投棄重点監視地域の指定を行った。</li><li>・不法投棄物の回収と適正処理の啓発を目的に道路や公共の場所のごみ回収を実施した。</li><li>・不法投棄の多い地点・地区において警告文を載せた看板や投棄防止柵を設置した。</li><li>・ポイ捨て禁止看板を市民に譲渡し、不法投棄の多い場所に設置してもらった。</li></ul>

(つづき)

設問内容	調査結果
<p>・適正処理の推進に関する施策</p>	<p>分別収集の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物減量等推進員等の分別推進員を各地域で委嘱し、正しいごみの出し方を指導してもらい、分別の徹底を図った。</li> <li>・自治会・ステーションごとに活動交付金を交付した。</li> <li>・分別収集ステーション、不燃物集積所、可燃物収納施設等のごみ集積場設置経費に対して補助を行った。</li> </ul> <p>適正処理のための施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ積替施設の整備を行った。</li> <li>・最終処分場・水処理施設の整備を行った。</li> </ul>

### 目標 3 : 広域処理の取組等の推進

設問内容	調査結果								
<p>・ごみ処理に関する広域処理の取組を行ったか。</p>	<table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td>行った</td> <td>76%</td> </tr> <tr> <td>行っていない</td> <td>24%</td> </tr> </table>	行った	76%	行っていない	24%				
行った	76%								
行っていない	24%								
<p>・ごみ発電や熱回収等のサーマルリサイクルを行っているか。</p>	<table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td>行っている</td> <td>29%</td> </tr> <tr> <td>行っていない</td> <td>71%</td> </tr> </table>	行っている	29%	行っていない	71%				
行っている	29%								
行っていない	71%								
<p>・今後、ごみ償却施設を整備・更新する計画があるか。</p>	<table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td>計画がある</td> <td>19%</td> </tr> <tr> <td>計画がない</td> <td>81%</td> </tr> </table> <p>計画がある場合、ごみ発電や熱回収等のサーマルリサイクルの検討を視野に入れているか。</p> <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td>入れている</td> <td>75%</td> </tr> <tr> <td>入っていない</td> <td>25%</td> </tr> </table>	計画がある	19%	計画がない	81%	入れている	75%	入っていない	25%
計画がある	19%								
計画がない	81%								
入れている	75%								
入っていない	25%								

目標 4：住民への普及・啓発	
設問内容	調査結果
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物処理や循環型社会についての住民への普及啓発</li> <li>・ ごみの減量化や 3R についての住民の自主的な取組の支援状況</li> <li>・ ごみの減量化や 3R についての環境学習の実施状況</li> </ul>	<p>ごみ処理施設の見学</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民や学校からの要望に応じて施設見学者を受け入れた。</li> <li>・ 小中学生を対象としたごみ処理施設見学会及び学習会を実施した。</li> <li>・ 子供向けにごみ処理施設等の啓発パンフレットを作成した。</li> <li>・ 施設の見学を通じ、リサイクルに対する認識を深めてもらった。</li> </ul> <p>3 R 等の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示パネルや講演等を通じて市民啓発を図った。</li> <li>・ ごみの分別講習会イベントを開催した。</li> <li>・ 夏祭りイベントにあわせ環境ブースを出店した。</li> <li>・ 広報誌を全世帯に配布し啓発を図った。</li> <li>・ NPO に活動場所を提供し、環境アンテナショップ等の 3R 推進事業を委託して 3R 情報を発信した。</li> <li>・ 地域に出向き、ごみ分別・リサイクル等についての啓発活動を行った。</li> <li>・ 公民館単位で分別やごみ・環境に関する講習会を実施した。</li> <li>・ 要望のあった集落・団体等へごみ分別の説明会を行った。</li> <li>・ 水切り徹底など減量化に関するリーフレットを作成し住民へ配布した。</li> <li>・ 全戸に分別の手引きを配布し分別の徹底を図った。</li> <li>・ 事業所の減量啓発用ガイドブックを作成した。</li> <li>・ ケーブルテレビに出演し、啓発を行った。</li> <li>・</li> </ul>

目標 5：自らの事務・事業での取組	
設問内容	調査結果
・ISO14001 やエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの導入・運用状況	<p>Legend: □ 導入・運用している (14%), □ 導入・運用する予定 (5%), ■ 導入・運用していない (81%)</p>
・地球温暖化対策 率先実行計画の策定・実施状況	<p>Legend: □ 策定・実施している (67%), □ 策定・実施する予定 (19%), ■ 策定・実施していない (14%)</p>
・グリーン調達方針の作成及び調達の推進状況	<p>Legend: □ 作成・推進している (10%), □ 作成・推進していない (90%)</p>
・公共事業等でのリサイクル製品の活用状況	<p>Legend: □ 活用している (38%), □ 活用する予定 (5%), ■ 活用していない (57%)</p>
・その他の環境に配慮した取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アダプト制度により昼休みを使って職員による役所周辺の清掃を実施した。</li> <li>・通勤距離 3 キロ未満の職員についてはマイカー通勤の自粛を推進した。</li> <li>・割り箸の使用数削減等環境への配慮のためマイボトル・マイはしの持参を実施した。</li> <li>・各種団体や住民と連携して地域の一斉清掃を行い、環境美化活動の推進を図った。</li> <li>・庁舎内の事務用品等は率先して再生品を利用した。</li> <li>・図書館内に設置してある飲料自販機はデポジット制度を活用したものとした。</li> <li>・コピー用紙以外の裏紙使用や機密文書以外の資源化を行った。</li> </ul>

## 4 . 島根県の取組状況について（具体的な施策の実施状況）

### 現状分析

- 島根県が行うべき取組は、「しまね循環型社会」を実現するための施策の体系に沿って実施しています。今後とも、重点施策を中心としてより一層、取組の強化・拡充を行っていくものとします。

### 取組状況

#### 重点施策に対応する島根県の取組

重点プロジェクト	取組実績
産業廃棄物減量税を活用した研究・開発	<p>産業廃棄物減量税を活用し、産業廃棄物の発生抑制や再生利用等にする技術の研究開発や施設等の整備に関する支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資源循環型技術開発事業として、2件の研究開発に助成を行った。（産業振興課）</li> <li>産業廃棄物リサイクル施設等整備事業として、3件の施設整備に助成を行った。（廃棄物対策課）</li> </ul>
木質バイオマス等の利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>H16年に策定した「島根県木質資源活用維新計画」を、「新しまね森林・林業活性化プランの後期施策」の実行計画と位置づけ、維新計画の2年間の取組や成果の検証を踏まえ、より実効性の高い計画となるよう見直しを行った。（林業課）</li> <li>水と緑の森づくり税の活用により、木質バイオマス利用推進等の取組を支援した。（林業課）</li> <li>「島根県木質バイオマスエネルギー導入研究会」を立ち上げ、島根県の地域特性を活かしたバイオマスエネルギーの最適な導入形態や採算性について検討を行い、チップボイラーの導入予定事業者に対し、支援・提案を行った。また、県庁県民室にペレットストーブを実証設置し、普及・啓発を図った。（土地資源対策課）</li> <li>バイオマス利活用の取組を促進するため、国内の動向や県内の先駆的取組事例を幅広く紹介する研修会を開催した。また、環境フェスティバルにバイオマス利活用推進に関するブースを設置し、バイオマスの展示や県内の取組事例をパネル等で紹介するなど、県民への普及啓発を行った。（農林水産総務課）</li> <li>県ホームページに、しまね再資源化施設情報検索システムを運用し情報提供等を行った。（技術管理課）</li> <li>自然エネルギー利用施設・設備の設置または改善に要する経費等の融資による支援体制を整えているが、H18年度においては新たな申請・利用はなかった。（経営支援課）</li> </ul>
循環型社会形成のための人づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>「島根環境学習プログラム」の活用方法について、教員を対象とした研修会を開催した。（環境政策課）</li> <li>こどもエコクラブ活動の活性化を図るため、交流会を2回開催した。（環境政策課）</li> <li>児童生徒の積極的な環境学習への取組と意識高揚を図るため、「学校版エコライフチャレンジしまね」の推進を図り、56校が登録した。（義務教育課・環境政策課）</li> <li>こどもが家庭で環境に配慮した生活を通じ、環境に対する関心を深めることを目的に、3R等の生活行動をチェックする「エコ活動日記」の普及を図るためのコンクールを実施し、844人が参加した。（環境政策課）</li> </ul>
イベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>しまねエコショップの協力を得て、市町村及び各種団体と連携して6月と10月の2ヶ月間にマイバッグキャンペーンを実施した。（廃棄物対策課）</li> <li>市町村等の開催した4環境イベントに出展し、3R体験講座やリサイクル製品やパネルの展示等により、ごみ減量・リサイクルの啓発を図った。（廃棄物対策課）</li> <li>環境保全活動に対する県民の関心を高めるため、松江市と連携して9月に環境フェスティバルを開催した。（環境政策課）</li> </ul>

その他具体的な島根県の取組

【基本方針 1：3Rの推進】に関する取組

基本 施策	事業名称	取組実績
3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	県民の3R推進事業 【廃棄物対策課】	県民による3R活動を推進するため、事業者、環境団体、市町村と連携し、マイバッグキャンペーンを6月と10月の2ヶ月間実施した。また、市町村等の開催した4環境イベントに出展し、3R体験講座、リサイクル製品やパネルの展示、ハンドブック等の配布により、ごみの減量化やリサイクル、グリーンコンシューマリズムの普及を図った。（再掲）
	しまねエコショップの認定 【廃棄物対策課】	エコショップ認定制度により、店舗との連携を図り、ごみの減量化・再資源化等の取組を推進した。 H18年度末における認定店：279店
	島根県産業廃棄物減量税 【税務課】 【廃棄物対策課】 【産業振興課】	産業廃棄物減量税の賦課により産業廃棄物の減量化を図るとともに、産業廃棄物減量税を活用し、産業廃棄物の発生抑制や再生利用等に関する技術の研究開発や施設等の整備の助成や、3Rの啓発、環境教育などを推進した。
	多量排出事業者の減量化等の推進 【廃棄物対策課】	産業廃棄物の多量排出事業者に対し、廃棄物の減量及びその適正な処理が推進されるよう廃棄物処理計画策定等の指導を行った。
	市町村分別収集計画の着実な推進 【廃棄物対策課】	容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集計画の取組が着実に進められるよう市町村への支援を行った。
	しまねグリーン製品の普及・啓発 【廃棄物対策課】	廃棄物の発生抑制と再資源化を進めるため、H18年度は「しまねグリーン製品」として、25製品について認定した。また、認定製品について、パンフレットの作成や県ホームページへの掲載、県内外の製品展示会へ認定事業者の派遣、新聞等の広報で利用の促進を図った。
	建設廃材のリサイクルの推進 【技術管理課】	建設廃材のリサイクルを推進するため、分別解体の指導や各種会議等における建設リサイクル法の説明（7回）、建設リサイクルに関するポスター、パンフレットの配布を行った。H17年度の建設発生木材の再資源化率は68%で、目標（60%）を達成した。
	有機性廃棄物のリサイクルの促進 【農畜産振興課】	家畜排泄物の利活用を促進するため、資源・エネルギーとして再利用する施設の整備を支援した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜排泄物の高度利用施設整備 1件</li> <li>・堆肥化施設の整備支援 15件</li> </ul> また、家畜排泄物の適正な管理・処理の推進や適正な再利用を促進したり、畜産環境保全を推進したりするため、各種事業を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥品質共励会及び土づくり研修会 26点出品</li> <li>・畜産環境アドバイザー養成研修の受講 6人</li> <li>・農家巡回指導 79戸</li> <li>・堆肥パンフレットの作成配布</li> <li>・堆肥リスト・マップの作成、県ホームページへの掲載</li> <li>・畜産協議会の開催</li> </ul>
	農業用廃プラスチック適正処理の推進 【農畜産振興課】	農業用廃プラスチックのリサイクルを推進するため、啓発事業等を行った。これらの取組の推進によりリサイクル率が向上し、75.7%となった。

(つづき)

基本 施策	事業名称	取組実績
3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進	下水道汚泥等のリサイクル 【廃棄物対策課】 【農村整備課】 【漁港漁場整備課】 【下水道推進課】	<p>公共下水道や農業集落排水施設等から発生する汚泥について、堆肥化や建設資材等へのリサイクル等を推進した。また、新たな汚泥処理技術の導入について検討を行った。</p> <p>宍道湖流域下水道東部浄化センター（下水道推進課） H18 に発生した下水汚泥 186,000m<sup>3</sup>のうち、18,413m<sup>3</sup>をコンポスト化、41,407m<sup>3</sup>をセメント原料として有効利用。 また、汚泥の消化(発酵)により発生した1,784,000m<sup>3</sup>の消化ガスのうち1,649,000m<sup>3</sup>を場内施設で利用。 その他、汚泥から152tの燐(MAP)を回収し、資源として売却。</p> <p>宍道湖流域下水道西部浄化センター（下水道推進課） H18 に発生した下水汚泥 70,750m<sup>3</sup>の全量をセメント原料として有効利用。 また、汚泥の消化(発酵)により発生した663,000m<sup>3</sup>の消化ガスのうち139,000m<sup>3</sup>を場内施設で利用。 その他下水道（単独公共：13市町） H18 に発生した下水汚泥 21,821m<sup>3</sup>のうち、3,906m<sup>3</sup>を肥料化、1,410m<sup>3</sup>をセメント原料として有効利用。</p> <p>農業集落排水施設（農村整備課） H18 に発生した農集汚泥 30,304m<sup>3</sup>のうち、22,366m<sup>3</sup>を肥料化、1,167m<sup>3</sup>をセメント原料として有効利用。</p> <p>漁業集落排水施設（漁港漁場整備課） H18 に発生した漁集汚泥 3,698m<sup>3</sup>のうち、1,457m<sup>3</sup>を肥料化（農地還元を含む）として有効利用。</p> <p>し尿処理施設等（廃棄物対策課） H18 に発生したし尿処理施設等の汚泥 143,615m<sup>3</sup>のうち、56,979m<sup>3</sup>を肥料化、1,981m<sup>3</sup>をセメント原料として有効利用。</p>

【基本方針 2：安全・安心な施設整備の推進】に関する取組

基本 施策	事業名称	取組実績
施設 整備 の 推進	一般廃棄物処理計画の策定 【廃棄物対策課】	一般廃棄物の減量化やリサイクル、適正処理を推進するため、しまね循環型社会推進計画を踏まえた一般廃棄物処理計画の策定を支援した。H18 までに16市町村で策定された。
	一般廃棄物処理施設 整備事業 【廃棄物対策課】	2事業主体による継続事業、3事業主体が計画する新規事業に対し、適切に施設整備が進むように指導・助言を行った。 また、ダイオキシン類発生防止等のため、島根県ごみ処理広域化計画に即した計画的な施設整備が図られるよう、H21,22 に2施設を廃止して新設の1施設に集約する計画に対し、適切な事業が行えるよう支援に努めた。
	適切な民間産業廃棄物 処理施設の整備 【廃棄物対策課】	民間の産業廃棄物焼却施設の設置に係る許可に際して、廃棄物処理施設設置検討専門委員会から意見を聴取し厳正な審査を行った。また、産業廃棄物処理施設の設置に係る事前協議を6施設について実施し、住民の不安を解消し、適正な処理施設の設置を促した。 また、適正な処理が図られるよう、3事業所のトラックスケール設置に対し、補助を行った。
	公共関与最終処分場の整備 【廃棄物対策課】	産業廃棄物の適正処理と健全な地域産業育成のため、管理型処分場第2期工事（H18～19）として拡張事業に着手した。
管理 適 正 な 維 持 の 推 進	産業廃棄物処理施設の 適正な維持管理の指導 （地域住民の信頼を 確保した事業展開の推進） 【廃棄物対策課】	施設の適正な維持管理が図られるよう、902件の立入検査等を実施し、必要な指導・助言を行った。また、維持管理状況等の積極的な閲覧等の指導も行った。

【基本方針 3：環境への負荷の少ない適正処理の推進】に関する取組

基本 施策	事業名称	取組実績
不法 投棄 の 防 止	不法投棄対策特別強化事業 【廃棄物対策課】	不法投棄を防止するため、松江・出雲・浜田保健所に廃棄物監視専門員を配置するとともに、全保健所に監視カメラを整備した。
	市町村・地域自治会等関係 機関との連携パトロール 【廃棄物対策課】	不法投棄されやすい地域を重点地域に指定し、啓発看板の設置や監視カメラの設置、地域監視モニターの配置を行うとともに、定期的なパトロールを実施した。 また、事業者団体、海上保安部、警察部局等と連携し、6月と10月に合同パトロールを実施した。
	市町村・地域自治会等関係 機関との連携監視体制 【廃棄物対策課】	地域住民の他、郵便局等の諸団体との協定による監視・通報体制を維持した。
有害 化学 物質 の 対 策 の 推 進	産業廃棄物処理施設の 適正な維持管理の指導 (ダイオキシン類の排出抑 制の徹底・指導) 【廃棄物対策課】	ダイオキシン類の排出抑制のため、産業廃棄物処理施設についてはダイオキシン類対策特別措置法における指導、立入検査等による構造基準・維持管理基準への適合状況等を確認した。管理型最終処分場については放流水等の有害物質濃度の測定を伴う立入検査を実施し、構造基準・維持管理基準への適合状況等を確認した。
	ポリ塩化ビフェニル(PCB) 廃棄物処理の推進 【廃棄物対策課】	県内に保管されている PCB 廃棄物の早期かつ適正処理を目的に、(独)環境再生保全機構が実施する基金造成事業に補助を実施した。
	特別管理産業廃棄物の安全 管理体制の徹底・指導 【廃棄物対策課】	特別管理産業廃棄物について、排出事業者や処理業者に対し、適正処理の指導を実施した。
	石綿(アスベスト)除去・封 じ込め経費等の融資 【経営支援課】	石綿の飛散を防止するために必要な施設・設備の改善(石綿の使用状況の調査、石綿の除去・封じ込め等適切な工法による措置、剥ぎ取った石綿の処分等)に要する経費の支援体制を整えているが、H18年度においては新たな申請・利用はなかった。
育 成 ・ 指 導 ・ 監 視	産業廃棄物管理票制度の適 正な運用に関する指導・啓 発 【廃棄物対策課】	産業廃棄物の委託処理にあたっては、産業廃棄物委託契約書の作成、産業廃棄物管理票制度(マニフェスト)の適正な運用の指導啓発を実施した。
	産業廃棄物処理に関する 知識と技能の向上 【廃棄物対策課】	(社)島根県産業廃棄物協会等と連携して、適正処理等に関する研修等を実施した。
	処理業者に関する 許可情報等の提供 【廃棄物対策課】	県のホームページに、産業廃棄物処理業者名簿を掲載することにより、処理業者に関する許可情報等の提供を行った。

【基本方針 4：環境関連産業の育成・創出】に関する取組

基本 施策	事業名称	取組実績
環 境 関 連 産 業 の 育 成	産業廃棄物減量税を活用 した研究・開発 【産業振興課】 【廃棄物対策課】	産業廃棄物減量税を活用し、産業廃棄物の発生抑制や再生利用等に関する技術の研究開発や施設の整備の支援を行った。 ・資源循環型技術開発事業として、2件の研究開発に助成を行った。 ・産業廃棄物リサイクル施設等整備事業として、3件の施設整備に助成を行った。(再掲)
	産業廃棄物の再生利用・再資 源化設備の設置資金の融資 【経営支援課】	産業廃棄物の再生利用・再資源化等のための施設・設備の設置等に要する経費の支援体制を整えているが、H18年度においては、新たな申請・利用はなかった。

(つづき)

基本 施策	事業名称	取組実績	
	自然エネルギー利用・省エネルギー施設の設置資金等の融資 【経営支援課】	自然エネルギーを利用した施設・設備の設置・改善及び資源エネルギーの節減に資する設備の設置に要する経費の支援体制を整えているが、H18年度においては、資源エネルギー節減設備についての利用が1件あった。	
	風力発電設置調整事業 【土地資源対策課】	風力発電の建設を促進するため、必要な許認可の手續等について調整を行うことにより計画が円滑に進むよう支援を行った。現在、出雲市、江津市、浜田市において、大規模な風力発電施設が建設中または建設予定である。	
	木質バイオマスエネルギー導入の促進 【土地資源対策課】	「島根県木質バイオマスエネルギー導入研究会」を立ち上げ、島根県の地域特性を活かしたバイオマスエネルギーの最適な導入形態や採算性について検討を行い、チップボイラーの導入予定事業者に対し、支援・提案を行った。また、県庁県民室にペレットストーブを実証設置し、普及・啓発を図った。(再掲)	
	バイオマスエネルギーの普及・啓発 【農林水産総務課】	バイオマス利活用の取組を促進するため、国内の動向や県内の先駆的取組事例を幅広く紹介する研修会を開催。また、環境フェスティバルにバイオマス利活用推進に関するブースを設置し、バイオマスの展示や県内の取組事例をパネル等で紹介するなど、県民への普及啓発を行った。(再掲)	
	廃棄物発電等の導入 【廃棄物対策課】	浜田地区広域行政組合エコクリーンセンター整備に伴う廃棄物発電の導入や、益田地区広域クリーンセンター整備に伴うサーマルリサイクルの導入について支援を行った。	
<b>島根県内の新エネルギー導入実績</b>			
新エネルギーの創出	<b>供給サイド</b>		
	新エネルギー	導入実績 (石油換算量)	備 考
	太陽光発電	9,952kW (2,606kL)	・導入施設：広瀬中学校、テアークしまね、宍道湖自然館、あすてらす、アリス、西郷警察署、個人住宅等
	風力発電	5,675kW (2,191kL)	・主な施設：隠岐大峯山、出雲市多伎、浜田市生湯、安来市東赤江
	太陽熱利用	14,328kL	・年間灯油節約量 220L/世帯(集熱面積 3㎡)と仮定。 ・個人住宅は H16 全国消費実態調査による県内の太陽熱温水普及率 25.4%を基に推計 (13,802kL)。 ・事業所・公共施設等 51 箇所 集熱面積計 7,605㎡ (526kL)。 ・導入施設：県立水泳プール、出雲合同庁舎、大東保育園、農業大学校、邑南町緑風苑等
	中小水力発電	130,588kW (156,885kL)	・北原発電所、明塚発電所、日原発電所、飯梨川発電所、八戸川発電所、三隅川発電所他。
	バイオマス熱利用	1,000kL	・宍道湖流域下水道管理事務所における汚泥処理過程で発生するメタン等の消化ガス利用 (979kL)。 ・チップボイラー(民間)12kL(実績より)。 ・ペレットストーブ 20台 9kL。
	廃棄物発電	5,490kW (6,795kL)	・出雲I社 <sup>※</sup> センター(出雲市) 出力 3,690kW。 ・江津I社 <sup>※</sup> センター(江津市) 出力 1,800kW。
	廃棄物燃料製造	2,471kL	・雲南I社 <sup>※</sup> センター H18 製造量 4,243t (2,326kL)。 ・BDF製造(松江市、益田市、出雲市、斐川町、民間)合計 147kL (145kL)。
	合 計	186,276kL	
	<b>需要サイド</b>		
	ハイブリッド車	1,889台 (818kL)	・電気自動車 2台、ハイブリッド車 1,865台、天然ガス自動車 22台。
	コージェネレーション	34,055kW (12,854kL)	・石油系コージェネレーションを含む。 ・導入施設：松江市立病院、くにびきメッセ他
	燃料電池	1.5kW (1kL)	・民間住宅 2戸(出雲市)に実証試験として導入 750W×2戸。
合 計	13,673kL		

【基本方針 5：行動の展開と取り組みの推進】に関する取組

基本 施策	事業名称	取組実績
普及・啓発の推進	マイバッグキャンペーンの実施 【廃棄物対策課】	県民による 3R 活動を推進するため、環境団体・市町村と連携し、しまねエコショップの協力を得て 6 月と 10 月の 2 ヶ月間にマイバッグキャンペーンを実施した。(再掲)
	イベントを通じた普及啓発 【廃棄物対策課】 【環境生活総務課】	市町村等の開催した 4 環境イベントに出展し、3R 体験講座、リサイクル製品やパネルの展示、ハンドブック等の配布により、ごみの減量化やリサイクル、グリーンコンシューマリズムの普及を図った。(再掲)
	環境フェスティバルの開催 【環境政策課】	環境保全活動に対する県民の関心を高めるため、松江市と連携して 9 月に環境フェスティバルを開催した。(再掲)
	環境保全活動助成事業 【環境政策課】	ごみの減量化やリサイクルの促進に係る活動を行う県内の 9 団体(ごみの減量：2 件、リサイクル：7 件)に対して、島根ふれあい環境財団 21 を通じて助成を実施した。
	環境広報事業 【環境政策課】	県民の環境に関する意識を高めるため、環境に関する各種情報の新聞広報を計 8 回実施した。
	循環型社会構築の状況やリサイクルに関する情報の提供 【環境生活総務課】	様々な広報媒体を活用し、グリーンコンシューマリズムに関する情報提供を行った。 ・消費者啓発紙「くらしの窓」2回 各 30,000 部 全戸回覧 ・「すくすく消費者」1回 9,900 部 小中高全教員等に配布 ・「子どもたちも小さな消費者」1回 16,300 部 小5,6年生保護者に配布 ・ホームページ
環境学習の推進	子供学習支援事業 【環境政策課】	「島根環境学習プログラム」の活用方法について、教員を対象とした研修会を開催した。(再掲)
	こどもエコクラブ制度の運営 【環境政策課】	こどもエコクラブ活動の活性化を図るため、交流会を 2 回開催した。(再掲)
	環境学習の推進事業 【環境政策課】 【義務教育課】	児童生徒の積極的な環境学習への取組と意識高揚を図るため、「学校版エコライフチャレンジしまね」の推進を図り、56 校が登録した。(再掲)
	家庭における環境学習の推進 【環境政策課】	こどもが家庭で環境に配慮した生活を通じ、環境に対する関心を深めることを目的に、3R 等の生活行動をチェックする「エコ活動日記」の普及を図るためのコンクールを実施し、844 人が参加した。(再掲)
	環境学習の場や情報の提供 【生涯学習課】	多くの人が環境学習に取組むことが出来るよう、「しまね県民大学」を 8 回、高等学校等開放講座を 33 講座開催した。また、県民が学習に関する情報を容易に入手できるよう、環境を含め、11,154 件の生涯学習情報のホームページへの登録を行い、32,311 件のアクセスがあった。
地球環境問題に対する取り組みの推進	環境家計簿運動の推進 【環境政策課】	家庭における省資源・省エネの取組を進めるため、島根県版の環境家計簿(エコライフチャレンジしまね)の取組を推進し、3,295 世帯が参加した。
	ISO14001 規格の維持・運用事業 【環境政策課】	県庁、益田合同庁舎を中心に環境に配慮した事務及び事業活動を行うために、環境マネジメントシステム(ISO14001 規格)の運用を図り、また、外部定期審査により、システムの適正な維持管理が確認された。
	島根グリーン調達推進事業 【環境政策課】	島根県グリーン調達推進方針に基づき、環境への負荷の低減に資するグリーン製品の調達に努め、調達率 98.1%となった。
	事業者における地球温暖化対策事業 【環境政策課】	事業者における地球温暖化対策を推進するため、「しまねストップ温暖化宣言事業者」の登録を行った 518 社を中心として環境配慮型経営を通じた取組を進めた。また、研修会の実施(4 回)や 75 社の環境診断等を実施するとともに、企業への環境アドバイザー等の派遣を 10 回行った。

(つづき)

基本 施策	事業名称	取組実績
率 先 実 行 の 推 進	環境にやさしい率先実行 計画の推進事業 【環境政策課】 【総務課】 【管財課】 【会計課】	県自らの事務及び事業の執行に伴う環境負荷の低減を目的とした「環境にやさしい率先実行計画（二期）」に基づき、紙の使用量の削減、省エネ等の取組を推進した。また、古紙の分別回収を徹底し、資源化を推進した。 コピー用紙・封筒や冷暖房用の燃料及び公用車の軽油の使用量については削減された。電気使用量についてはほぼ横ばいであり、公用車のガソリン使用量は増加する結果となった。二酸化炭素の排出量は前年比で約3.1%削減されており、基準年であるH15との比較では約4.6%削減された。
	公共事業における再生資材 の利用の促進 【技術管理課】	公共工事において、品質を考慮のうえ、再生砕石、再生アスファルト混合物の全面的採用、法面のリサイクル緑化材の本格的実施を行った。

## 用語解説

行	用語及び解説
あ 行	<p><u>ISO14001</u></p> <p>国際標準化機構（ISO）が定めた国際規格。 環境管理・監査に関する規格の総称である ISO14000 シリーズうちのひとつで、製品そのものの規格ではなく、業務のプロセスに関する規格。 ISO14000 シリーズは、環境マネジメントシステム、環境監査、環境ラベル、環境パフォーマンス評価、ライフサイクルアセスメント、用語と定義の規格に大別され、このうち、環境マネジメントシステムに関する規格が ISO14001 であり、生産、流通、廃棄などの一連の事業活動における環境保全対策を体系的に 計画立案し、 実行し、 チェックし、さらに、 改良していくシステムとして平成 8 年 9 月に制定され、企業はもとより自治体での認証取得も活発になっている。</p>
	<p><u>RDF</u></p> <p>「Refuse Derived Fuel」の略で、ごみ固形燃料と訳すことが多い。 市町村が収集する可燃ごみ（生ごみ、紙ごみ、廃プラスチック等）を破碎、選別、固形化し、利用しやすい性状の固形燃料にしたもので、島根県内では、雲南市・飯南町事務組合（旧大東町、旧加茂町、旧木次町、旧三刀屋町地域）において実施されている。</p>
	<p><u>エコアクション 2.1</u></p> <p>環境省が定めた環境マネジメントシステムのこと。中小事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、国際標準化機構の ISO14001 規格をベースとしつつ、中小事業所における環境マネジメントシステムのあり方を規定している。導入費用や、実施事項などの面で、ISO14001 に比べて比較的取り組みやすい内容で構成されている。</p>
か 行	<p><u>拡大生産者責任（EPR）</u></p> <p>生産者が、自ら生産・精製した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について一定の責任を負うという考え方である。具体的には、製品の設計を工夫する、製品の材質または成分の表示を行う、一定の製品について、それが廃棄等された後、生産者が引取やリサイクルを実施する等である。 循環型社会形成推進基本法において、事業者の責務（第 11 条）という形で規定されているが、法的拘束力のある義務としては確立されていない。しかし、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」や「特定家庭用機器再商品化法」等の制定により、一部の廃棄物については、製造者等に拡大生産者責任の原則に基づく法律上の義務が課せられている。</p>
	<p><u>環境会計</u></p> <p>企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組を効果的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定し、伝達する仕組みのことをいう。</p>

行	用語及び解説
か 行	<u>環境マネジメントシステム</u> 事業者等が自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境方針や環境目標等を設定し、これらの達成に向けて構築した組織体制、計画活動、責任、業務、手順等のシステムのこと。この国際規格として国際標準化機構（ISO）が定めた ISO14001 がある。
	<u>グリーンコンシューマー</u> 自然環境保全意識の高い消費者全般のことを意味する。特に、グリーン調達に積極的に取り組んでいる消費者はこれにあたる。
	<u>グリーン調達</u> 容器・包装や部品、原材料などの資材分野で、環境配慮型資材等を選択し、調達すること。
	<u>ごみ</u> 廃棄物処理法では、廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物に定義している。廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものが一般廃棄物となり、一般廃棄物から生活排水（し尿、生活雑排水）を除いたものが、ごみとして位置付けられる。
	<u>コンポスト（＝堆肥）</u> 生ごみや家畜ふん尿あるいは汚泥などの有機物を、微生物により分解（発酵）し、腐熟させたものをいう。出来た堆肥は、畑等で有効利用される。また、一般家庭や事業所等で利用できる小型の生ごみ処理機も流通しており、自治体によっては製品の購入時に補助金を交付している市町村もある。
さ 行	<u>集団回収</u> 自治会、PTA、子供会などが家庭から出る古新聞、空き缶、びんなどの資源物を自主的に回収し、資源化（資源回収業者への引渡し）することを意味する。また、自治体によっては、集団回収の促進のため、回収量等に応じて助成金を交付している市町村もある。
	<u>スリーアール（3R）</u> リデュース（Reduce）：発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったもの。
	<u>ゼロエミッション</u> ある産業に製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すもの。
た 行	<u>ダイオキシン類</u> ものの焼却の過程等で自然に生成してしまう副生成物。ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン、コプラナーPCB を含めてダイオキシン類と定義している。塩素のつく位置や数により、多くの種類があり、種類によって毒性が異なる。現在の主な発生源はごみ焼却による燃焼など。プランクトンや魚介類に食物連鎖を通して取り込まれていくことで、生物にも蓄積されていくと考えられている。
	<u>堆肥（＝コンポスト）</u> 「コンポスト」を参照。

行	用語及び解説
た 行	<p><u>デポジット</u> 一定の金額を預かり金（デポジット）として商品の販売価格に上乗せし、商品（容器）を返却する際に預かり金を消費者に戻すという仕組みのこと。 現在、デポジット制度として普及しているものは、ビールびんや酒ビン（一升瓶）などのガラス容器がある。</p> <p><u>電子会議室</u> パソコン等のオンラインシステムを利用し、行われる会議を意味する。 会議室等で行われる通常の会議に比べて、書類の印刷が不要、会議場所への集合が不要、時間的制限が緩和される等の利点があり、廃棄物の発生抑制や温暖化対策に貢献できる。</p>
な 行	-
は 行	<p><u>バイオマスエネルギー</u> バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、生物由来の再生可能な有機性資源のうちで化石資源を除いたものであり、バイオマスエネルギーとは、生物体を構成する有機物、例えば、木材、おがくず、ふん尿などを利用したエネルギーのこと。</p> <p><u>排出者処理責任</u> 廃棄物等を排出した者が、その適正なりサイクルや処理に関する責任を負うという考え方であり、拡大生産者責任（EPR）の原則とともに、循環型社会構築の基本原則である。</p> <p><u>P F I（Private Finance Initiative）</u> 民間資金等活用事業。公共施設等の建設、維持管理、運営等に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に社会資本整備を図る事業手法。平成 11 年 9 月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI 法）が施行され、12 年 3 月に PFI の理念や留意事項を示した基本方針、13 年 1 月には事業実施に関するガイドラインが公表された。</p> <p><u>P C B</u> 「ポリ塩化ビフェニル」を参照。</p> <p><u>B D F</u> バイオ・ディーゼル・フューエルの略。 植物性油または動物性油から作られる燃料で、ディーゼルエンジンに使用することができる。</p> <p><u>肥料取締法</u> 昭和 25 年に公布された法律である。 本法は、肥料の品質を保全し、その公正な取引を確保するため、肥料の規格の公定、登録、検査等を行い、もって農業生産力の維持増進に寄与することを目的としている。</p> <p><u>法定外目的税</u> 法で定められていない税を地方自治体が独自に設定し課税するもので、用途が特定の目的に限定されている。2000 年 4 月に施行された地方分権推進法において新設された。</p>

行	用語及び解説
は 行	<p><u>ポリ塩化ビフェニル</u></p> <p>PCB は昭和 4 年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきたが、環境中で難分解性であり、生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、昭和 49 年に化学物質審査規制法に基づき製造及び輸入が原則禁止された物質である。</p> <p>PCB 廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから事業者が長期間保管し続けてきており、平成 13 年に PCB 廃棄物処理特別措置法が制定され、処理体制の整備を図った上で平成 28 年までに処理を終えることとしている。</p>
ま 行	<p><u>マニフェスト</u></p> <p>産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する場合、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。</p> <p>従来は医療系廃棄物などの特別管理産業廃棄物に限って義務づけられていたが、廃棄物処理法の一部改正に伴い、平成 10 年 12 月から全ての産業廃棄物に適用されることとなった。マニフェスト伝票には廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名などを記載し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の間で受け渡す。排出事業者は伝票を一定期間保管し、報告書を都道府県等に届け出ることとなっている。</p> <p><u>メーリングリスト</u></p> <p>グループ内の電子メールサービスのことを意味し、グループのメンバーがメールを出すと、グループ全員に配信される。</p>
や 行	-
ら 行	<p><u>リターナブル容器</u></p> <p>洗浄・消毒等を行った後に、再度、同じ用途で再利用される容器のこと。</p>
わ 行	-